

いじめ重大事態に関する 調査報告書

令和5年12月1日

山口県いじめ問題調査委員会 調査部会

目 次

第1 本事案の概要と山口県いじめ問題調査委員会調査部会の設置.....	3
1 本事案の概要.....	3
2 調査の組織.....	3
3 本事案の調査.....	4
(1) 調査の目的.....	4
(2) 調査の具体的内容.....	5
ア 当該生徒等提出書面、学校提出書面などの検討.....	5
イ 聴き取り調査（生徒・教員等）.....	5
ウ 録音データ及び反訳書の検討.....	6
エ アンケートの実施について.....	6
(3) 当該生徒等に対する説明・報告.....	6
ア 調査実施前の説明（令和4年6月10日）.....	6
イ 調査部会からの経過報告（令和4年9月9日）.....	6
ウ 調査部会からの経過報告（令和5年1月27日）.....	7
エ 事務局からの経過報告.....	7
(4) 当該生徒等からの要望等.....	7
ア 「重大事態の申し立て」の提出（令和4年5月20日）.....	7
イ 調査部会の会議への出席（令和4年10月11日等）.....	7
ウ 「早期の報告書提出に向けての申入れ」の提出（令和5年3月6日）.....	7
エ 報告書案提示後の意見聴取（令和5年10月13日）.....	7
(5) 調査部会の会議開催と聴き取り調査の過程.....	7
第2 本事案の経緯.....	12
第3 「いじめ」に該当する行為について.....	61
1 はじめに.....	61
2 当該生徒等提出の録音データ及び反訳書について.....	62
3 1年次のクラスのグループラインについて.....	63
4 当該生徒等が指摘する事情の検討.....	64
第4 学校対応の問題について.....	107
1 はじめに.....	107
2 初期対応の問題.....	108
(1) 対応体制について.....	109
(2) 聴き取り調査のタイミングについて.....	109
(3) 初期の段階における言動や見立てについて.....	109
3 限定的な情報共有.....	110
4 事態の重大さを理解しない場当たりの対応.....	111

5	外部の専門家や関係機関との積極的な連携	113
6	教職員の配慮不足	114
7	当該生徒等の視点に立った寄り添った対応	115
8	適切な対応ができていなかったことによる状況の悪化	117
9	クラスにおける共感性や規範意識の醸成	118
10	当該校のいじめ防止プログラム	120
11	県報告の軽視といじめ対応についての理解不足	121
第5	今後に向けて	123
1	確実に機能する体制の構築	123
(1)	キーパーソンを作る	123
(2)	具体的方針を作成し、全教職員が動きを理解する	123
(3)	非常勤講師もチームの一員とする	124
(4)	外部専門家との積極的連携	124
2	確実に機能するいじめ対応力の形成	125
(1)	教育委員会による管理職・担当者対象研修	125
(2)	各学校での全教職員対象の研修	125
(3)	専門職の資質の保持	125
3	クラス全体の共感性・規範意識を醸成するための取り組み	125
4	いじめを訴える生徒の視点に立って寄り添う	126

第1 本事案の概要と山口県いじめ問題調査委員会調査部会の設置

1 本事案の概要

令和3年10月25日、山口県立の高等学校（以下「当該校」という。）に在籍していた当時1年生の男子生徒（以下「当該生徒」という。）の母から、当該校の担任教員に対し、「当該生徒がクラスメートから笑われた、自分のことをひそひそ話されているようで居づらいつ感じている。」との連絡があった。

同月26日、当該校のいじめ対策委員会が当該生徒及びその母の訴えを踏まえ、本事案をいじめ事案として認知した。

当該生徒は、その後もいじめ被害を訴え、同年の11月に3回、12月に4回、令和4年の1月に2回、2月に1回、3月に2回、それぞれ欠席した。

同年4月、当該生徒は2年生に進級したが、同月14日以降、継続的に欠席するようになった。

同年5月20日、当該生徒及びその両親（以下「当該生徒等」という。）から、「重大事態の申し立て」と題する書面の提出があり、本事案について、「いじめ防止対策推進法第28条 重大事態とし、山口県教育委員会主体で、第三者委員会を設置し、調査して頂くことを要望いたします。」との要望があった。

同年6月2日、山口県教育委員会（以下「県教委」という。）の附属機関である山口県いじめ問題調査委員会の会議が開催され、「県立学校における個別事案に係る調査部会」（以下「調査部会」という。）が設置された。

なお、当該生徒は、同年7月11日、当該校から別の高等学校に転学した。

2 調査の組織

○ 本事案の調査については、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）、「いじめの重大事態の調査のガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改訂 平成29年3月14日））に則り、県教委の判断により、県教委が主体となって行うこととされた。

○ 本事案における具体的な調査は、県教委の附属機関である山口県いじめ問題調査委員会が設置した調査部会が行うこととされた。

○ 調査部会の構成については、「弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確

保するよう努めることが求められる。」（いじめの防止等のための基本的な方針34頁）ことを踏まえ、以下のとおり決定された。

○ 調査部会の構成

委員	分野	所属・役職名
中嶋 善英（部会長）	弁護士	山口県弁護士会
春日 由美	学識経験者	山口大学教育学部 准教授
茶川 治樹 ¹	医師	岩国市医療センター医師会病院
中山 浩行 ²	臨床心理士	山口県公認心理師協会
杉山 美羽	社会福祉士	山口県社会福祉士会 理事
原田 茂樹	人権擁護委員	山口県人権擁護委員連合会 子ども人権委員会委員長
河村 一郎 ³	医師	かわむら小児科 院長
堀江 秀樹 ⁴	公認心理師	山口県公認心理師協会

3 本事案の調査

(1) 調査の目的

「重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的である」（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）2頁）。本報告書において、いじめに該当する行為や学校対応の問題を指摘した趣旨は、何らかの責任を認めるというものではなく、あくまで「いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止」のためであることに留意されたい。

1 第2回調査部会から調査委員として就任
 2 第2回調査部会から調査委員として就任
 3 第1回調査部会出席後、一身上の都合により退任
 4 第1回調査部会出席後、一身上の都合により退任

(2) 調査の具体的内容

ア 当該生徒等提出書面、学校提出書面などの検討

本事案の調査に当たっては、当該生徒等から、「時系列 いじめ」「いじめ ボイスレコーダー 書き起こし」等の資料の提供があったので、これらの資料に記載された事情を踏まえて検討することとした。

また、当該校からは、「学校事件・事故報告書」等の資料の提供があったので、これらの資料に記載された事情も踏まえて検討した。

イ 聴き取り調査（生徒・教員等）

○ 聴き取り調査の対象者

① 当該生徒等

② 令和3年度及び令和4年度に当該校に在籍した管理職及び教職員で、当該生徒に関わりのある者（当該生徒が出席した授業を担当した非常勤講師及びスクールカウンセラー（以下「SC」という。）を含む。）

③ 当該生徒が在籍したクラス（令和3年度1年、令和4年度2年）の生徒

④ 当該生徒が通っていた塾の他校生徒

⑤ 当該生徒等が依頼した支援者（公認心理師等）

⑥ 当該生徒の母の親族

⑦ その他、当該生徒等から要望があった者

○ 生徒に対する聴き取り調査に先立ち、当該生徒等の希望を聴取し、その希望を踏まえた順番及び方法で実施することとした。

○ 生徒に対する聴き取り調査においては、対象とされた生徒及び保護者に調査への協力の可否を判断していただくとともに、在籍校での聴き取り調査が難しい場合は、在籍校以外の場所での聴き取り調査も可能とした。また、保護者の同席を可とするとともに、心理的負担を考え、SC（上記②記載のSCは除く。）を別室に待機させた。

○ 上記①以外の対象者に対する聴き取り調査は、原則として、調査部会の委員2～3名が、対象者に調査の目的等を説明した上で実施した。なお、記録等のため、事務局も立ち合うこととした。

○ 聴き取り調査に際しては、当該生徒等がいじめとして指摘する事情が発生したときの具体的状況を把握できるようにするため、調査部会の委員において、当該生徒が在籍していたクラスの教室を含め、当該校の校内を視察した。

ウ 録音データ及び反訳書の検討

当該生徒等から録音データ及び反訳書（当該生徒等作成のもの、一般財団法人司法協会に依頼したもの）の提供があったので、これらの取扱いについて山口県の学事文書課に相談するとともに、調査部会の委員が各自録音データを聞いて検討した。また、令和4年9月9日には、当該生徒及びその母に立ち合っていた上で、録音データを再生し、その内容を確認した。

エ アンケートの実施について

「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。」（いじめ防止対策推進法28条1項）として、法律上「質問票の使用」が明示されていることから、調査の初期段階では、調査部会において、当該校の生徒を対象とするアンケートを実施する予定であった。

しかし、令和4年6月10日、当該生徒等から、口裏合わせの可能性があるのでアンケートは実施しないでほしいとの要望があったことから、調査部会において協議した結果、当該校でアンケートを既に実施していたことも考慮し、当該生徒等の要望通り調査部会によるアンケートは実施しないこととした。

(3) 当該生徒等に対する説明・報告

ア 調査実施前の説明（令和4年6月10日）

当該生徒等及び支援者に対し、①調査の目的・目標、②調査主体、③調査時期・期間⁵、④調査事項、調査対象、⑤調査方法、⑥調査結果の提供（ガイドライン7頁以下）について説明した。

また、生徒に対するアンケートの文案を提示したが、前述のとおり、当該生徒等の要望によりアンケートは実施しないこととした。

イ 調査部会からの経過報告（令和4年9月9日）

当該生徒等からの要望に応じ、教職員に対する聴き取り調査の進捗状況、聴き取った内容の概要、今後の聴き取り調査の予定について、可能な範囲で報告した。

併せて、当該生徒及びその母とともに、録音データの内容も確認した。

⁵ 「調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目処を示すこと。」（ガイドライン8頁）とされていることを踏まえ、山口県内における近時のいじめ第三者調査委員会の調査期間を参考までに伝えるとともに、本事案の調査の進捗状況を適宜報告することにより、調査結果が出るまでの期間についても、可能な範囲で目処を示すこととした。

ウ 調査部会からの経過報告（令和5年1月27日）

当該生徒等からの要望に応じ、関係生徒に対する聴き取り調査の進捗状況、聴き取った内容の概要について、可能な範囲で報告した。

エ 事務局からの経過報告

調査部会の会議等の都度、当該生徒等又は支援者に進捗状況等の経過を報告した。

(4) 当該生徒等からの要望等

ア 「重大事態の申し立て」の提出（令和4年5月20日）

当該生徒等から、県教委主体で第三者委員会を設置し、調査することを要望する旨の申し立てがあった。

この申し立てを受けて、県教委において、いじめ防止対策推進法及び山口県いじめ防止基本方針に基づき、山口県いじめ問題調査委員会に調査部会を設置し、調査を開始することを決定した。

イ 調査部会の会議への出席（令和4年10月11日等）

当該生徒等からの要望に応じ、令和4年10月11日、同月28日、同年12月23日、令和5年1月10日、同年10月23日、同年11月7日、調査部会の会議の冒頭30分（同年10月23日は45分、同年11月7日は15分）程度、当該生徒等から、提出資料の説明を受けるなどして事情を聴取した。

ウ 「早期の報告書提出に向けての申入れ」の提出（令和5年3月6日）

当該生徒等から、知事、山口県いじめ問題調査委員会及び県教委に対し、「早期の報告書の提出」等の5項目について申入れがあったので、山口県いじめ問題調査委員会及び県教委から、同年3月20日付けで回答した。

エ 報告書案提示後の意見聴取（令和5年10月13日）

報告書案提示後、当該生徒等から、意見書の提出を受けるとともに、口頭による意見の聴取も行った。

(5) 調査部会の会議開催と聴き取り調査の過程

令和4年6月2日に調査部会を設置後、以下のとおり、合計27回の調査部会の会議を開催するとともに、延べ人数で合計131名に対する聴き取り調査を実施した（なお、聴き取り調査の対象者の中には、聴き取り調査を複数回実施した対象者や、書面による補充照会を実施した対象者もいる。）。

(R=令和)

日付	調査内容など
R4. 6. 2	第1回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・調査部会を設置 ・事案の確認、調査方法の検討
R4. 6. 10	調査実施前の説明 ・当該生徒等及び支援者に調査実施前の説明 →調査の進捗状況について、事務局を通して、当該生徒等に経過報告をすることになった。 ・アンケートの文案を提示 →当該生徒等の意向を踏まえ、アンケートは不実施
R4. 7. 7	第2回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・事案の確認、調査方法の検討
R4. 7. 9	当該生徒等及び支援者から聴き取り調査
R4. 7. 19	第3回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・事案の確認、調査方法の検討
R4. 8. 3	第4回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・事案の確認、調査方法の検討
R4. 8. 16	当該校教職員（11名）から聴き取り調査
R4. 8. 17	当該校教職員（12名）から聴き取り調査
R4. 8. 22	当該校教職員（7名）から聴き取り調査
R4. 8. 23	当該校教職員（6名）から聴き取り調査
R4. 8. 29	第5回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・聴き取り調査結果の確認と検討、調査方法の検討
R4. 9. 9	経過報告 ・当該生徒等及び支援者に教員の聴き取り調査の状況等について報告 ・録音内容確認
R4. 9. 16	当該校生徒（4名）から聴き取り調査
R4. 9. 17	当該校生徒（12名）から聴き取り調査
R4. 9. 23	当該校生徒（22名）から聴き取り調査
R4. 9. 25	当該校生徒（9名）から聴き取り調査
R4. 9. 26	当該校生徒（3名）から聴き取り調査
R4. 9. 27	当該校生徒（4名）から聴き取り調査
R4. 10. 11	第6回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・当該生徒等から事情を聴取 ・聴き取り調査結果の確認と検討、調査方法の検討

R4. 10. 13	当該校生徒（４名）から聴き取り調査
R4. 10. 14	当該校生徒（８名）から聴き取り調査
R4. 10. 17	当該校生徒（３名）から聴き取り調査
R4. 10. 19	当該校生徒（３名）から聴き取り調査
R4. 10. 20	当該校生徒（２名）から聴き取り調査
R4. 10. 28	第７回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・当該生徒等から事情を聴取 ・聴き取り調査結果の確認と検討、調査方法の検討
R4. 11. 2	第８回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・聴き取り調査結果の確認と検討、調査方法の検討
R4. 11. 18	当該校生徒（１名）から聴き取り調査
R4. 11. 21	当該校生徒（２名）から聴き取り調査
R4. 11. 28	当該生徒から聴き取り調査
R4. 12. 19	当該校生徒（１名）から聴き取り調査
R4. 12. 23	第９回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・当該生徒等から事情を聴取 ・聴き取り調査結果の確認と検討、調査方法の検討
R5. 1. 10	第１０回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・当該生徒等から事情を聴取 ・聴き取り調査結果の確認と検討、調査方法の検討
R5. 1. 27	当該生徒等への経過報告 ・当該生徒等に関係生徒の聴き取り調査の状況等について報告
R5. 1. 31	当該校教員（２名）、ＳＣ（１名）、当該生徒と同じ塾に通っていた他校生徒（１名）から聴き取り調査
R5. 2. 2	当該校教員（３名）、当該校生徒（２名）から聴き取り調査
R5. 2. 6	当該校教員（１名）、当該生徒と同じ塾に通っていた他校生徒（１名）から聴き取り調査
R5. 2. 13	当該生徒の母の親族（１名）から聴き取り調査
R5. 3. 9	第１１回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・聴き取り調査結果の確認と検討、調査方法の検討
R5. 3. 10	当該生徒を支援していた公認心理師（１名）から聴き取り調査
R5. 3. 29	第１２回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・報告書案の検討 ・事案の要因や課題、再発防止策の検討

R5. 4. 17	第13回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・報告書案の検討 ・事案の要因や課題、再発防止策の検討
R5. 4. 28	第14回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・報告書案の検討 ・事案の要因や課題、再発防止策の検討
R5. 5. 23	第15回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・報告書案の検討 ・事案の要因や課題、再発防止策の検討
R5. 6. 13	第16回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・報告書案の検討 ・事案の要因・課題、再発防止策の検討
R5. 7. 4	第17回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・報告書案の検討 ・事案の要因や課題、再発防止策の検討
R5. 7. 18	第18回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・報告書案の検討 ・事案の要因や課題、再発防止策の検討
R5. 7. 27	第19回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・報告書案の検討 ・事案の要因や課題、再発防止策の検討
R5. 8. 8	第20回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・報告書案の検討 ・事案の要因や課題、再発防止策の検討
R5. 8. 29	第21回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・報告書案の検討 ・事案の要因や課題、再発防止策の検討
R5. 9. 6	第22回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・報告書案の検討 ・事案の要因や課題、再発防止策の検討
R5. 9. 19	第23回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・報告書案の検討 ・事案の要因や課題、再発防止策の検討
R5. 9. 22	当該生徒等に報告書案を提示
R5. 10. 13	当該生徒等からの意見聴取 第24回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議

R5. 10. 23	第25回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・ 報告書案の検討 ・ 事案の要因や課題、再発防止策の検討
R5. 11. 7	第26回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・ 当該生徒等から意見聴取 ・ 意見聴取を踏まえて報告書案の検討
R5. 11. 21	第27回山口県いじめ問題調査委員会調査部会会議 ・ 意見聴取を踏まえて報告書案の検討

第2 本事案の経緯

以下では、当該生徒等、当該校、県教委から提供された資料をもとに、当該生徒が当該校に入学してから転学するまでの間における本事案の経緯を整理した。

「当該生徒等が記録していた事情」とは、当該生徒等から提供された「時系列いじめ」等の資料に記載されている事情である。

「当該校等が記録していた事情」とは、当該校や県教委から提供された「学校事件・事故報告書」等の資料に記載されている事情である。

なお、以下では、当該生徒をA、他の生徒をB～fのアルファベットで記載することとした。

(R=令和)

時期	行事・祝日等	当該生徒等が記録していた事情	当該校等が記録していた事情
[R3]			
4.1	木 学年始め休業日	<p>【高校入学後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校入学式の時（初めてのクラスに入り、初めての友達と会う。）Aより先に来ていた生徒（B、C）がいて、「よろしく。」と笑顔で、挨拶し、握手をして友達ができた。その後、初対面の人が多くいて、緊張した。幼稚園時代の友達の事を忘れていて、全員、初対面と思っていた。 ・入学して、まだ学校に慣れないころ、Aは、毎日、どんな人がいるか、BとC、Dの話を聞きながら、廊下や、人の出入りが多い扉を見ていた。 ・Aのクラスに [] 来て、「あの人。」と他のクラスのEが紹介する感じで言っていた。AとEは知り合いで、目が合ったため、自分の事を紹介していると思った。Aは、嫌な気持ちがせず、知り合いがいて落ち着く。Eとは塾が同じだった為。紹介された後から、 [] ・ [] 結果として、学校に行く事が楽しくなる。 	
4.2	金 学年始め休業日		
4.3	土 学年始め休業日		
4.4	日 学年始め休業日		
4.5	月 学年始め休業日		
4.6	火 学年始め休業日		
4.7	水 学年始め休業日		
4.8	木 着任式・前期始業式・入学式		
4.9	金		
4.10	土		
4.11	日		
4.12	月		
4.13	火		
4.14	水		
4.15	木		
4.16	金		
4.17	土		
4.18	日		
4.19	月		
4.20	火		
4.21	水		
4.22	木 A出席停止		

4.23	金	A出席停止	
4.24	土		
4.25	日		
4.26	月		
4.27	火		
4.28	水		
4.29	木	昭和の日	
4.30	金		
5.1	土		
5.2	日		
5.3	月	憲法記念日	
5.4	火	みどりの日	
5.5	水	こどもの日	
5.6	木		
5.7	金		
5.8	土		
5.9	日		
5.10	月		
5.11	火		
5.12	水		
5.13	木		SOSの出し方の講演(全学年)
5.14	金	第1回考査①	
5.15	土	第1回考査② PTA総会	
5.16	日		
5.17	月	第1回考査③	
5.18	火	第1回考査④	学校生活アンケート(全学年)
5.19	水		
5.20	木		
5.21	金		
5.22	土		
5.23	日		
5.24	月		
5.25	火		
5.26	水		
5.27	木		
5.28	金		

5.29	土		
5.30	日		
5.31	月		
6.1	火		
6.2	水		
6.3	木		
6.4	金		
6.5	土		
6.6	日		
6.7	月		
6.8	火		
6.9	水		
6.10	木		
6.11	金		
6.12	土		
6.13	日		
6.14	月		
6.15	火		
6.16	水	A出席停止	
6.17	木		
6.18	金		Fitアンケート(全学年)
6.19	土		
6.20	日		
6.21	月		
6.22	火		
6.23	水		
6.24	木	第2回考査①	
6.25	金	第2回考査②	
6.26	土		
6.27	日		
6.28	月	第2回考査③	
6.29	火	第2回考査④	
6.30	水	5.15代休	
7.1	木	第2回考査⑤	
7.2	金		
7.3	土		
7.4	日		

7.5	月			
7.6	火			
7.7	水			
7.8	木			
7.9	金			
7.10	土			
7.11	日			
7.12	月			
7.13	火			
7.14	水			
7.15	木			
7.16	金			
7.17	土			
7.18	日			
7.19	月			
7.20	火			全校集会での生徒課の指導 ※全学年対象・いじめ防止の 指導も行う。
7.21	水	夏季休業開始	・男子、女子とも良好な関係を保ちながら夏休みに入る	
7.22	木	海の日		
7.23	金	スポーツの日		
7.24	土			
7.25	日			
7.26	月			
7.27	火			
7.28	水			
7.29	木			
7.30	金			
7.31	土			
8.1	日			
8.2	月			
8.3	火			
8.4	水			
8.5	木			
8.6	金			
8.7	土			

8.8	日	山の日		
8.9	月	振替休日		
8.10	火			
8.11	水			
8.12	木	学校閉庁日		
8.13	金	学校閉庁日		
8.14	土	学校閉庁日		
8.15	日	学校閉庁日		
8.16	月			
8.17	火			
8.18	水			
8.19	木			
8.20	金			学年集会での生徒課の指導 ※1年生対象。盗難やいじめ の指導を行う。
8.21	土			
8.22	日	学校説明会		
8.23	月	学校説明会代休		
8.24	火			
8.25	水			
8.26	木			
8.27	金			
8.28	土			
8.29	日	夏季休業終了		
8.30	月			
8.31	火			
9.1	水	文化祭準備		
9.2	木	文化祭準備		
9.3	金	文化祭		
9.4	土			
9.5	日			
9.6	月			
9.7	火			
9.8	水			学校生活アンケート(全学年)
9.9	木			
9.10	金			
9.11	土			

【令和3年10月より前】
(日時不明)

- ・何のトラブルなどのきっかけもなく、急に夏休み後、男子から疎外される。
- ・保健の授業で、先生からAが2回当てられ、2回目も答えると、先生から「あれ、A、2回目じゃん。何で答えたの。2回目ですって言わないと。」と厳しい口調で注意される。しかし、Fは2回も3回も当てられ、答えていたが、何も言われなかった。Aにだけ注意した。
- ・現代社会の授業で、家族(養子など)についての説明のとき、先生が、例として「GとAが結婚したとする。」として説明し出すと、Hが爆笑していた。

9.12	日		<p>【令和3年10月上旬】 (日時不明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I達と友達になりたくて、Iのグループにいたこともあった。先生方が使ったパイプ椅子を率先して片付けたときや、小さい方の教台がずれていたのを足を使って直していたときに(教台が重く、足を使わないと動かなかった。)、IとJが馬鹿にして笑い合っていた。保健の授業時の先生の発言がいじめのきっかけになったと思う。 ・放課後、自転車で帰っているときに、IとKがAの髪型 XXXXXXXXXX をバカにしてきた。ある日、自転車でふたりの後ろを帰っていると、後ろにAがいることを知っていて、Iは、バカにして笑っていた。そのとき、Kは何も言わず笑いもしなかった。 ・Iのグループから離れたら、女子グループ(H、L、M、N)がAのことについて笑ってくるようになった。現代社会の授業で先生が「GとAが結婚したとする。」と発言したことが原因と思う。 ・Hが「あいつ、何もしてないのに嫌われている。ウケル。」と笑いながらAの方をチラ見しながら言ってきた。 ・女子グループが集まり会話をしているときに、Aの方をチラ見しながら笑い合っている。Aのことを言っていると感じる。女子メンバーが1人のときでも、ニヤニヤしてAの方を見て何か言ってくる。 	
9.13	月			
9.14	火			
9.15	水			
9.16	木			
9.17	金	休校		
9.18	土			
9.19	日			
9.20	月	敬老の日		
9.21	火			
9.22	水			
9.23	木	秋分の日		
9.24	金			
9.25	土			
9.26	日			
9.27	月	A欠席		
9.28	火	A欠席		
9.29	水	A欠席		
9.30	木	前期終業		
10.1	金	後期始業式		
10.2	土			
10.3	日			
10.4	月			
10.5	火			
10.6	水			
10.7	木	第3回考査①		
10.8	金	第3回考査②		
10.9	土			
10.10	日			
10.11	月	第3回考査③		
10.12	火	第3回考査④		
10.13	水			
10.14	木			
10.15	金			
10.16	土			
10.17	日			
10.18	月			

Fitアンケート (全学年)

10.19	火			
10.20	水			
10.21	木		<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な探究の時間に席を班の形にすると、クラスのほとんどの人から「〇〇」（Aの姓）と言われ、1週間前の授業のこと（「愛とお金はどっちが大切か」とのテーマについて話し合った。5人グループの班で男子はA1人だけであったところ、Aは「お金の方が大切。」と答えた。Aはその場を盛り上げようと大きな声で笑った。）と言われ爆笑された。同じ班の中に好きな人がいると、その実名を言われ、女子としか会話ができない女子好きと言われる。 ・保健の授業で当てられて恥ずかしいワードで答えたら違っていた（間違えて■■■■と答えた。1人ではなく、クラス全体が笑っていた。）。恥ずかしくて笑って過ごした。次の保健の授業で、Hが後ろのOと「あいつ、昨日間違えて1人で大笑いしていた。」と話をしていた。 	
10.22	金			
10.23	土			
10.24	日			
10.25	月		<ul style="list-style-type: none"> ・7限地学の授業で、LとNがAの方を見てコショコショ話をしていた。授業中だけメガネをかけていると言っているのが聞こえた。「かっこいいと思っているから。」「Nをはっきりと見たいから。」と言っていた。その後、Aと目が合うと大爆笑してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夕刻、母親から担任に「Aがクラスメートから笑われた、自分のことをひそひそ話されているようで居づらいつ感じている。」と相談の連絡があった。

10.26	火			<p>いじめ対策委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会（校長、教頭、年次主任、担任、生徒課長・教育相談担当）を開催し、いじめ事案として認知した。 ・翌日朝のSHRで、人権尊重について、担任から話をする旨、A及び保護者に了解をとった。
10.27	水		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション英語の時間で、隣の女子と会話をしないといけないときがあり、女子好きと思われて笑われるのが嫌で話さなかった。先生から「女の子と会話するの苦手なの？」と悪気なく聞かれた。ほぼ全員が笑ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任から、朝のSHRで人権尊重について話をした。 ・担任が、Aに、気になることはなかったか確認し、夕刻、母親にも連絡した。以降、放課後にAから担任に1日の報告をすることにした。
10.28	木		<ul style="list-style-type: none"> ・昼食後、女子グループ（H・L・M・N）がコソコソ話をしていた。P（Aが通っていた塾の他校生徒）と関わっているだけで批判された。Hが「え？やばくない。」、Mが「やばいやろ。」と言っていた。なお、AとPは同じ塾に通い、挨拶をする関係に過ぎない。 	
10.29	金		<ul style="list-style-type: none"> ・現代文の授業で、Aが教科書の本文を読む順番になり、読んでいると、急に一部の人（Hとその周りの人）から大声で笑われた。先生は、Aが読んでいるのを止めて注意したが、苦笑いをしてAの方を見ていた。H、Oほか3、4人が休み時間にも集まって、Aの方を見て話していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝、母親からAが苦痛を感じていると連絡があった。また、SCの相談希望があった。
10.30	土			
10.31	日			

11.1	月			
11.2	火		<ul style="list-style-type: none"> 朝、Aが自転車で登校し野球場側へ停めた。陸上競技側へ停めていたMとLがAの方に来て一列に並んで何かを話してきた（Aを待ち伏せしていたと思われる。）。その後、M、Lと昇降口で出会い、Aの方をチラチラ見て話していた。2人とも鋭い目でAをにらんできた。とても怖かった。Aの悪口を言っていたと感じた。以前にも同じようなことが何回もあった。 昼食後に、L達が集まり、教室でAのことを話していた。Aが教室から出たら、すぐに笑いながら「〇〇」（Aの姓）というワードが出ていた。Aは、教室にいると話が聞こえて辛いので、トイレに時間をかけて行っている。教室にはAの友達がいるから、仲の良い友達とあまり交流ができなくなった。 SCから、「雑音が悪口に聞こえるのではないかな？雑音を消すイヤホンがあるから、それを付けてみては？」「女子4人に罰を与えると、女子の仲間が多いと、Aが、その仲間から報復を受けるのではないかな。」「女子たちは、Aが好きで気になっているんじゃないか。」との話があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後、A及び母が来校し、担任・年次主任と面談後、SCからカウンセリングを受けた。
11.3	水	文化の日		
11.4	木		<ul style="list-style-type: none"> 昼食前、教室で、M、L、Hが、Aの顔が普通、怖い、彼氏だったらすぐに怒ってDVをしきそう、「キモイ。」とわざと聞こえるように言ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 校長、担任で協議した後、A及び母親に、女子生徒3人に聴き取りを行うことを提案し、了解を得た。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ Lが駐輪場でAに直接「先生に言わんでよ。」と言う。 ・ M、Lが（廊下にある）ロッカーの前で「あいつが先生に言ったらやばくない？」と話し合っていた。 	
11.5	金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 6限目世界史の授業で、アメリカの州と地名について順番に当てられる。Aが「わかりません。」と答えると、Lが「え？知らんのん。」、Nが「バカなんじゃないん。やばー。」とはっきり聞こえるように言い笑っていた。 ・ Aが教科書を取りに（廊下にある）ロッカーに行くと、L、M、HがAに「キモイ。」と言う。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ対策委員会開催</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有、SCの見立てが示される、具体的に名前が出ている女子3人に聴き取りを行う。
11.6	土			
11.7	日			
11.8	月			
11.9	火			<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後、A及び母親がSCからカウンセリングを受けた。
11.10	水	A欠席		
11.11	木			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校生活アンケート（全学年）</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝、「学校生活アンケート」を配付し、自宅で記入後封筒に入れて提出するよう指示した。
11.12	金	A 4限まで遅刻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休み時間に、Lが「あれくらいのことで普通は先生に言わんやろう。」「あいつ、おかしいやろう。」と聞こえるように言ってきた。なお、Lは、前日、担任の先生から注意を受けている。 	
11.13	土			
11.14	日			

11.15	月		<ul style="list-style-type: none"> ・朝、L、Mが教室に入る前にAの方を見て、扉の所で話していた。Aが車で登校し、L、Mよりも早く教室に入っているときは、毎日（同じようなことが）起きている。 ・4限のコミュニケーション英語の授業のとき、Aが当てられる1つ前から、Q、HがAを見て笑っていた。先生が気づき、「Q君、人をバカにして笑わない。」と注意する。Aの番が来て答えていると、Q、H、R、Mが笑っていた。先生がAを止めて注意した。しかし、Aが続きを答えていると、また笑ってきた。 ・昼食中、Nが「A君、上手に答えていたのに笑われたね。」とLに笑って言った。 	<p style="text-align: center;">いじめ対策委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、Aからの席替えの要望を受けて、席替えの方向で対応する。
11.16	火		<ul style="list-style-type: none"> ・3・4限の音楽の時間、M、H、L、Nが話していた。H「学校を休んだら、あいつに負けたみたいで悔しくないかって親が言った。」、L「休んでも良いと親が言った。」「休んだら親が三者面談をしに行く。」、N「今日、休みたかったけど親が休んだら木曜日は無しと言った。」全員、親にAが悪いと嘘を言っている。 	
11.17	水		<ul style="list-style-type: none"> ・昼食前、Lが「担任の先生に親が話したいと言っています。」と大きな声で、周りの子に聞こえるように笑いながら言う（先生に確認したところ、言っていなかった。Aが脅されている。Lは多くの子に「Aが先生に嘘のことを言って、L達をいじめている。」と嘘の噂を流してい 	

			<p>たため、Aは自分が脅されていると感じた。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼食中、Aの方を見ながら、Lが「なんで学校におるん。キモイ。」と言う。Nと話していた。 	
11.18	木		<ul style="list-style-type: none"> ・毎時間の休み時間、Aの方を見てきて何かを話していた。 ・7限のLHRの時間に、M、L、HがAのマネ（教室に入ってきた時の行動）をして笑い合っていた。 	
11.19	金		<ul style="list-style-type: none"> ・朝、Aの登校を昇降口で待っている。 ・6限終了後の休み時間、L、M、HがAの方をガン見して大きな声で言ってきた。L「なんであいつ学校に来とるん。友達がおらんし、周りからゴチャゴチャ言われるし。楽しくないやろ。」、M「友達はおるっちゃおるけど。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・夕刻、母親から担任に電話があり、「Aから、休み時間に女子生徒の大きな声で『なんで学校にいるのか』『〇〇』（Aの姓）という声が聞こえてきたと聞いた。当該生徒は減入っている。SCは、『当該生徒の気にしすぎ』『大きな声に過剰に反応』などと言われているが、自分の子に非はないと思う。」との訴えがあった。
11.20	土			
11.21	日			
11.22	月	A 5 限まで遅刻		<ul style="list-style-type: none"> ・朝、母親から「学校に行けない。知らない子からも通りすがりに笑われる。女子生徒たちに反省の色が見えないのではないか。」との訴えと欠席する旨の連絡があった。
11.23	火	勤労感謝の日		
11.24	水		<ul style="list-style-type: none"> ・1限終了後、LがMとAの方を向いて「何で、あいつ学校に来とるん。」などと話していた。 ・昼休みに、L達は、他のクラス的女子達に大声で「え？何も言 	<ul style="list-style-type: none"> ・母親に担任が電話し、「Lに聴いたが、発言については言っていないと主張している。自分たちも接触しないように努力しているこ

			<p>ってないけど。」とAをバカにし笑い合っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼休み。男子が数人集まり、Aを1人にする話をした。「運動会で赤白に別れて、赤白のどちらかがAひとり。」「いくら卵で、白いところがA。それを周りで囲む。」など。 ・7限の体育終了後、LがMに「また先生に呼び出された。めんどくさーまじで、あいつなんなん。」と怒った表情でAを見て聞こえるように話していた。 	<p>と、自分たちもにらまれていると言っていること、Aには、仲のよい男子と一緒にいるように伝えてほしい。」と依頼した。</p>
11.25	木		<ul style="list-style-type: none"> ・廊下で知らない子すれ違うときに、男子から「しつこいのー。」、女子2人組から「何で遅く提出してすがすがしい顔してられるわけ〜。」「本当よね。そう思うわ。全員ショック。」と言われる。その後すぐに、知らない男子2人から「やべーこれ。」など怖い言葉を言われる。 ・朝、教室の扉のすぐ近くで話していた。Mが、何回も、教室にいるAの方を見てきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後、両親及びAが教室の様子を録音したCDを持参し来校した。(年次主任・担任が対応) 教員同席のもと3人の女子生徒と直接話す場の設定について、A及び両親とも了解されたので、考査後に設定することとした。また、両親から「CDには『〇〇』(Aの姓)という女子生徒の声が録音されている。」と訴えがあった。 <p>いじめ対策委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、教員同席のもと当該生徒等と3人の女子が直接話す場の設定、ボイスレコーダーによる録音に対する対応検討。 ・CDの内容を確認したところ、1か所「〇〇」「〇〇」(Aの姓)という女子生徒らしき声が聞こえたが、特にわからなかった。
11.26	金	A欠席		
11.27	土			

11.28	日			
11.29	月	A欠席		<ul style="list-style-type: none"> ・Aは欠席した。昼前に母親から電話があり、年次主任が受けた。母親からの訴えは「Aが木曜日に登校したら教室の雰囲気が変わっていた。男子がすれ違いざまに何か言っているような気がする。(組織的な感じがする) 考査は別室受査ができないのなら、8時10分に登校させるので昇降口から教室、空き時間等も教員で見守ってほしい。両親と関係教員とで協議する場をもってほしい。」であった。
11.30	火	第4回考査①	<ul style="list-style-type: none"> ・テスト終了後(帰宅時)、廊下(他クラスの黒板側の扉の前)を歩いていたら、他クラスの女子6人グループとすれ違う。その時にAの方を見て大声でハッキリと「くそ問題児が。」と言われる。 	
12.1	水	第4回考査②		
12.2	木	12.4代休		
12.3	金	第4回考査③		<ul style="list-style-type: none"> ・両親、その親族、■■氏(心理師)⁶が来校した。(校長、教頭、生徒課長、年次主任、担任が対応)質問、要望への回答を文書で手交し、校長が口頭で説明した。母親から新たな時系列記録及び当該生徒の心情をまとめた文書が配付された。また、「Aは学校に行くのが辛く、『死にたい。』という発言もあつ

⁶ 当該生徒等の支援者2名のうち、公認心理師の支援者を■■氏、公認心理師ではない支援者を▲▲氏と記載することとする。

				<p>た。●●医院に受診し、薬を処方してもらっている。他のクラスの知らない子からも嫌なことを言われるようになった。」との訴えがあった。父親は、「Lの保護者と冷静に話し合う用意がある。」と訴えた。■■氏は、「過去の他校事例等も紹介しながら、警察、地方法務局、弁護士等との連携も同時並行で取り組んではどうか。」と提案した。親族は、「母親がボイスレコーダーの解析で精神的に参っていること、文部科学省や他機関と連携して対処する必要がある。」との見解を主張した。学校は、「他機関との連携は行いつつも、解決に向けて取り組む主体は学校である。まずは、校長がクラス生徒を対象に、法に基づくいじめの定義を確認し、いじめは絶対に許さないこと、今後しっかりクラスを見守っていくこと、人間は過ちを行ってしまうがそれを素直に認めて改善していくことが重要であること、などの講話を行いたい。改めてのアンケート実施、継続的な見守りの強化に取り組む。」と提案した。両親等は納得され、その後の推移を見守ることとなった。</p>
--	--	--	--	---

12.4	土	第4回考査④	<ul style="list-style-type: none"> ・テスト終了後、校長先生がAのクラスに入り、いじめの話をしてくれる。その後、Lは「ぶち殴りたい。」と言っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝、母親が来校し、校長が面談した。母親から、父親からのメモ（講話で触れてほしい内容など）を受領するとともに、校長から、講話の際の配付資料（いじめ防止対策推進法の抜粋）と講話の概要を説明し、了解を得た。 ・考査終了後、Aのクラスで校長が資料を活用し、いじめについて（いじめの定義、態様、禁止、学校や保護者の責務、失敗は改善すればよい、皆の協力でよい集団にできる、言いつ放しではなく継続して皆の成長を見守っていく）説明した。 ・生徒は真剣に聴いていた。
12.5	日			
12.6	月	第4回考査⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除後、「A君の〇〇めっちゃくちゃ汚いよ。」と、Aの方を見て話して笑い合っていた。M、L、Hは教室掃除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼前に、迎えに来られた母親と校長室で面談した。改めて実施するアンケート案を保護者に提示し、意見があれば伺うことを連絡した。
12.7	火		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション英語、古文、現代文の授業中に、LとNがAの方を見て何か話をして笑い合っていた。Aは後ろの方の席でL、Nは前の方の席。後ろを向いて話しかけてくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼前、母親から校長に電話があった。「4日（土）の校長の話の直後、教室で『マジ殴りたい。』などの発言がボイスレコーダーに残っていたことと、アンケートは示された案で大丈夫である。」との訴えであった。校長からは、4限前の休み時間、校長が教室に行き、女子生徒と会話したことや、Aが他の男子生徒数人

				<ul style="list-style-type: none"> ・校長・教頭・年次主任・担任で協議後、「まずはAから話を聴き、事実関係を確認することが先決である。また、相手保護者とすぐに話ができる環境にないと考える。」と担任から母親へ連絡した。
12.9	木			<p>学校生活アンケート（全年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後、担任がA及び母親と面談した。「12月6日の掃除後、3人が『〇〇（Aの姓）君の・・・キタナイよ。』という話をしていたように聞こえた。授業中、『〇〇』（Aの姓）というワードが聞こえてくる。赤のボールペンが傷つけられて汚されていたように思う。7限LHR後、体育館から移動しているときに、Lの声で『歩き方がおかしい。』という声が聞こえてきた。」との訴えがあった。
12.10	金			<ul style="list-style-type: none"> ・校長、教頭、生徒課長、担任で協議した。
12.11	土			
12.12	日			
12.13	月		<ul style="list-style-type: none"> ・掃除終了後、Aの椅子だけが机から降ろされていなかった。周りは全て降ろされていた。その後も女子3人（H、M、L）が教室掃除の間、続いた。 ・6限終了後、女子達（L、M、H）が担任から放課後呼び出される。アンケートに女子3人がAにいじめられていると書いたため。Lが暴れてAに暴力を振るおうとしていたが、Hに止め 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝、両親が文書2通持参し来校した。文書には「本人が苦痛に感じており解消できていない。聴き取りの時に厳しく聞いてほしい。当人同士の話し合いはやめてほしい。法にあるとおりに学校は取り組んでほしい。」との記載があった。両親に、「学校には責務があるが、あくまで教育の範疇ででき

			<p>られる。その後、お祭り騒ぎぐらいに笑い合っふざけていた。クラスのほとんどの女子がLグループに集まって話していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後、教室で、Sが「まじでやりすぎやろう。かわいそう。」「ふつうそこまでやる？」とAに聞こえるように言っていた。 	<p>ることをやるしかない。秘匿録音が明らかになったら取り返しつかないことを学校は危惧している。」と伝えた。</p> <p>いじめ対策委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会を開催し、明日、Aからも直接聴き取ることを決定した。 ・校長から母親に連絡し、Aに担任以外の教員が聴き取りたい旨説明した。Aと確認して了解を得た。
12.14	火	A欠席		<ul style="list-style-type: none"> ・母親から電話があり、折り返した。その後、母親が、Aが記述した手書きメモとワープロで作成したメモを持参来校、校長と面談した。その際、「12月13日の掃除後、自分の椅子だけ机の上から降ろされていなかった。朝、普通に言ったら集まって話をしていた生徒たちが『やべえ。』と言って蜘蛛の子を散らすように分散した。6限後、女子3人が呼ばれた時に、ほぼ全員の女子がお祭り騒ぎのように笑い合っふざけていた。放課後、『まじやりすぎやろう。』『普通そこまでやる？』などの声が自分たちに聞こえてきた。」などの訴えがあった。また、別室登校について尋ねられた。さらに、「学校の体制が整っていないので、より深刻になった。県教委ではなく

			<p>【当該生徒等の認識】</p> <p>母は「進学を考えているので休むと不利になる。見守りをしてほしい、学習支援をしてほしい。学校は、Aが転校した方が楽でいいでしょう？」との内容を発言していた。</p>	<p>その上の知事や、第三者機関からの支援が必要ではないか。相手生徒たちは■■■■■■休んでいるが、いじめを行っているのは明らかだ。進学が大切なので学校を変わることも考えている。その方が学校もいいでしょ？」などの訴えがあった。</p>
12.15	水	A欠席		
12.16	木		<ul style="list-style-type: none"> ・ L、H、Mが、校外の人に「Aが、嘘を先生に言って私たちが何回も怒られた。」などのうわさを流している。たまたまAと同じ塾に通う他の高校の女子2人がAに聞こえるように話していた。男子にも同じことを言い、Aが悪者になっている。 ・ RがBに「AがLをいじめた。」と話していた。 ・ 朝、廊下で、女子3人に何かを言われた（気にしていない、無視していたので、内容は聞こえなかった。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aは1日学校で過ごすことができた。 ・ 夕刻、両親、その親族、■■■■氏が来校した。（校長、教頭、生徒課長、年次主任、担任が対応） 母親は不安で、Aの心理状態や相手がAを「嘘つき」とレッテルを貼って自分たちが被害者を装っていること、相手保護者が結託してこちらを攻撃してこないかなど、様々な懸念事項を訴えた。父親は冷静で、相手生徒を問い詰めて白黒はっきりさせると、本人が教室に入れなくなることを理解していた。学校からは、教員が毎日学校終了後、その日のことを本人から丁寧に聴き取り、不安材料を確認しながら取り除く方策を考えると、見守りを継続することを伝えた。
12.17	金	A欠席		
12.18	土			
12.19	日			

12.20	月		<ul style="list-style-type: none"> ・お昼時間に、電子黒板の前で、FがLと「〇〇（Aの姓）は、ずれてる。」と話していた。 	
12.21	火		<ul style="list-style-type: none"> ・登校して教室に入ると女子数人（L、H、M、他のクラスの女子も）と男子数人（J、T、I、U、K、V）が「〇〇」（Aの姓）と言って笑っていた。Qが大きな声で「〇〇」（Aの姓）と言い、笑っていた。 ・WがAに聞こえるように「あいつ、ぜんぜんかんげーねーのにバカくらいよる。」と、大声で言った。 	
12.22	水		<p>【当該生徒等の認識】</p> <p>同日放課後の聴き取りは、生徒課長ではなく、学年主任の教員だった。同教員からは「女の子3人とっちめてやりたいのか。」と言われた。信頼していた先生からきつい口調で言われたことは、Aにとって辛いことだった。Aは、先生からも見放されたと感じた（なお、この日の夜、Aの母が、Aの部屋がある自宅2階に上がったところ、とても寒い夜だったのに、ベランダの窓が開いていた。結局Aは自室の布団で寝ていたが、このとき、Aの母は、足が震えるほどの驚きと怖さを感じ、どうしてよいか分からなかった。）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後、生徒課長の教員がAに「最近はどうか。」と質問したところ、「生徒指導の振る舞いも少し変わってきたと思う。」との発言があった。同教員は、状況が少し改善していることもあり、「周りの生徒に対して聴き取りせずに少し様子を見ては。」と提案した。
12.23	木		<ul style="list-style-type: none"> ・朝、教室で女子と男子から悪口を言われて落ち込んでいた。「何 	

		<p>できたん。」「周りの人ともかわりたくない。」「〇〇（Aの姓）だってさーいろいろ言ったよねーどんなこと？いろいろまかされたよね。まかされたから。」「なんなん、あいつ。」「〇〇（Aの姓）やないん。」「あいつ、ボケすぎやろ。」「●●って顔みた？」「あぶね、こうやって肌全部削って顔全部つぶして。」Aに聞こえるように話していた。</p>	
12.24	金	<ul style="list-style-type: none"> ・地震を想定した避難訓練のとき、Aが机に隠れたら、離れた席のQから「〇〇（Aの姓）が死んだ。」と言われた。Qの発言を聞いて、I、Tが笑っていた。 ・生徒課長の先生から「人の口を塞ぐことができない。聴き取りを行ってL達の耳に入ったら、A君に対して、もっとひどくなるかもしれないので、できない。」「聴き取りを行って証言者になってくれても、証言者が悪者になってしまうので、できない。」「女子3人が指導中に言ってないと否定すると学校側は言い返すことができない。」「この2か月、A君はしんどい思いをしたと思うけど女子3人に罰を与えることができない。」などと言われる。また、担任の先生から「聴き取りは行わない方が良いと思う。聴き取りを行う人数が増えると女子3人に対する負担が大きいから、また、Aに対して、ひどく出てくると思う。」「聴き取りは2人行な 	<p>全校集会での生徒課の指導 ※全学年・いじめ防止の指導も行う。</p>

			っているから、その2人にまかせる。2人で十分」「女子3人がAに何かを言ってくるかもしれないけど、言われても無視をしとけ。許してあげて。」などと言われる。Aは何よりも辛くて耐えきれない気持ちになった。	
12.25	土	冬季休業開始		
12.26	日			
12.27	月			
12.28	火	校務納め		
12.29	水			
12.30	木			
12.31	金			
[R4]				
1.1	土			
1.2	日			
1.3	月			
1.4	火	校務始め		
1.5	水			
1.6	木			
1.7	金		・(独)日本スポーツ振興センター(以下「スポ振」という。)に災害救済給付金を請求するための書類を当該校に提出した。	・Aが自律神経失調症及びうつ病との診断を受けている。なお、Aは、R3.12、R4.1、R4.3、R4.4に病院受診。
1.8	土			
1.9	日			
1.10	月	成人の日 冬期休業終了		
1.11	火		・昇降口で、生徒課長の先生が「話せん人もおるけーなー。それはそれでええ。」と大きな声で言っていた。周りにはAしかいない。離れたところに女子がいて笑っていた。先生はAに言ったと気付いた(Aは、H、M、LがAと話をしたがっている)と聞	学校生活アンケート(全学年) ・放課後、教員が聴き取りを行なった。

			いたが、話し合いを断っていた。)。先生が女子の言うこと (Aが女子をいじめている。) を信じていると思った。後日、先生に聞いたところ、「女子の涙には弱い。」とのことだった。 ・テストがあり、出席番号順に座るので、AはLの席になった。 (Lが)「きたない。」などと大きな声で言った。	
1.12	水			
1.13	木		・Aの体育の補講のことで男子と女子が話している。 ・大声で、Lが「あれくらいの事で普通は先生に言わんくない。」、Mが「いじめたんやけ一謝らないといけんくない。」などを話して盛り上がっていた。	
1.14	金	A欠席		・Aは欠席した。
1.15	土	進研記述 (1、2年)	・帰り際、下駄箱で、Nが「昨日休んだやん。まじでなぐりたかった。」とAに聞こえるように言ってきた。	
1.16	日			
1.17	月			
1.18	火			
1.19	水			
1.20	木	A欠席		・Aは欠席した。
1.21	金			・(Aの災害救済給付金支払請求のため)当該校から県教委に災害報告書を提出
1.22	土			
1.23	日			
1.24	月	A出席停止 ※学級閉鎖		

1.25	火			・SCが、A及び母親に対し、リモートによるカウンセリングを実施した。
1.26	水			
1.27	木			
1.28	金			
1.29	土			
1.30	日			
1.31	月			
2.1	火			
2.2	水		<ul style="list-style-type: none"> ・LがAに聞こえるように、「あいつ、席替えをして孤立する。」と言う。 ・Hが「来年、あいつと離れるけーらく。あともうすこしやー。」、Fが「まじ最悪。来年あいつに先生に嘘を言われて怒られるかも。」と言う。R、N、Oが声に出して笑う。 ・昼休み、教室で、H、L、M、N、Sの会話。Hが「まじで、あいつ違う人の事を言っと思ったのに、うちらが怒られた。」と言う。 	
2.3	木			
2.4	金		・学校に話し合いのアポを取るとき、校長先生が「いじめがあったら、いけないんですかー。」と言った。	
2.5	土			
2.6	日			
2.7	月		・朝、遅く教室に入ると、Aのことを教室の皆が話している雰囲気。	
2.8	火	家庭学習日		
2.9	水			・学校安全・体育課から「いじめが収まっていない。女子は変わっていない。法に

				<p>書いてあるのになくならないのか。質問があったら連絡する。」と母から訴えがあった旨の連絡があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委からスポ振にAの医療費支払請求書（2月分）を提出
2.10	木		<ul style="list-style-type: none"> ・朝、教室で、CとBが提出物を忘れた話をしていて。CがBに「〇〇（Aの姓）という忘れ物が増えちゃうね。」と言った。すると、BがCを説教した。 	<p>学校生活アンケート</p> <p>※1・2年生対象</p>
2.11	金	建国記念の日		
2.12	土			
2.13	日			
2.14	月			
2.15	火			<ul style="list-style-type: none"> ・担任から母親に、Aから聴き取ったことを連絡した。
2.16	水		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の先生と、教育相談担当の先生は、生活アンケートことについてAから話を聞いた。このとき、Aは、いじめアンケートの「いじめられている」に○をしたことについて、生徒指導の先生から「過去の事を思い出して○するんじゃろ。」と何回も何回も言われて、心が苦しくなった。 	
2.17	木	A欠席	<p>【当該生徒等の認識】 前日に母から校長先生に時系列の書面を渡している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・▲▲氏、A、母親、その親族が来校し、当該校の施設にて協議を行った。（校長、教頭、S C、年次主任、担任が対応）母親のまとめた時系列（学校はもらっていない。）を踏まえて、終始、▲▲氏から、学校の対応を批判された。内容は、「AのSOSに寄り添っていない。相手生徒、保護者に対して

				<p>厳しく指導すべきである。相手生徒が事実を認めていないことは関係ない。Aがこれだけ辛い思いを続けている事実を踏まえ、法に基づいて説明し、指導する責務が学校にはある。」との訴えがあった。また、我慢を強いるように聞こえる発言や相手生徒に聴き取ると再び雰囲気が悪くなる可能性があることなど教員のこれまでのAへの言動を批判されるとともに、「現在もボイスレコーダーを持ち込んでいる。Aは守られているという感覚がない。周囲にこれだけ大人がいて何をしているのか。学校側も傍観者だ。女子生徒3人と、N（1月15日、昇降口で『前日休んで、殴っちゃろうか。』）・S（『最近キモイ、ウザい、あいつボケ過ぎ。』など）の発言が認められるので、A及び保護者に説明して、（調査部会注：上記の女子生徒3人とN・Sに対し）厳しく指導すべきである。法に基づけば躊躇せず相手に指導すべき。」といったものであった。最終的には、学校が指導する方向で話を終えた。</p>
2.18	金			
2.19	土			
2.20	日			
2.21	月			

2.22	火		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1限の自習時間、男子から、何度も「しね。」と言われる。 ・ 7限の現代文の時間に、Hが笑いながら「あいつのこと何も言っていないのに。まじで、あいつおもしろい。クラスを超えた人にまで言い広める？言い広めてないのに。」、Sが「あいつ、頭おかしいやろ。」、Nが「まじでおもれー。笑いすぎてお腹が痛い。」と言う。 ・ 校長先生が、Aの母と電話しているときに、「いじめがあったらいけないんですか？」とまた言う。 	
2.23	水	天皇記念日		
2.24	木	第5回考査①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝、教室で、「〇〇 (Aの姓) だけなぐる。」と、女子グループ (H、M、L) と男子グループ (Q、F、R) が楽しく話していた。 	
2.25	金	第5回考査②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝、教室で、Mから「A君がうそいった。」、男子から「殴りたい気持ち。」と言われた。なお、この男子は、Mの近くにいたQ又はFと思われる。 	
2.26	土			
2.27	日			
2.28	月	第5回考査③		<ul style="list-style-type: none"> ・ 母親から「ボイスレコーダーに『マジ殴りたい。』と入っている。」と電話連絡があった。
3.1	火	卒業式・継承式		
3.2	水	第5回考査④		
3.3	木	第5回考査⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝、教室で、女子が男子に「〇〇 (Aの姓) 君まじで殴るん。」と聞いた。その後、男子が「ねねねね 〇〇 (Aの姓) 。」と言って殴った音がする。この頃 	

			から、いつも（Aと）一緒にいたBが向こうの男子グループに呼ばれた。「〇〇（Aの姓）の味方しよる。」って。以前のように4人（A、B、D、X）で笑いながら楽しく過ごせなくなった。	
3.4	金		<ul style="list-style-type: none"> 朝、母親が学校に電話で「殴りたいと言われている。」と教頭先生に伝えた。 →当日中に、担任の先生がウクライナとロシアの戦争の話をして、「暴力はいけない。」とクラス全体に話をした。 	<ul style="list-style-type: none"> 県教委がスポ振からの照会書面を当該校に送付
3.5	土			
3.6	日			
3.7	月	家庭学習日		
3.8	火	家庭学習日		
3.9	水	家庭学習日		
3.10	木	A欠席	<ul style="list-style-type: none"> 学校休む。殴りたいと言われて安心して学校に行かれない。勉強のことも心配。 	
3.11	金		<ul style="list-style-type: none"> 男子女子がAに「転校してくる。転校してきてうるせーんだよ。」とグループで言ってきた。 	
3.12	土			
3.13	日			
3.14	月			
3.15	火	A欠席		
3.16	水	家庭学習日		
3.17	木			
3.18	金	後期終業式	<ul style="list-style-type: none"> 朝から男子グループと女子グループが一緒になって、Aのことを話している。今までの中で一番最悪なほど、たくさんの子から、悪口を言われる。 学年最後の日。担任の先生はほとんど教室にいない。先生が 	<u>全校集会での生徒課の指導</u> ※1・2年生対象。いじめ防止の指導も行う。

			<p>いないときは、Aの悪口を男子グループと女子グループが言って盛り上がっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝、担任の先生が教室に来る前に「死んじゃいなー〇〇（Aの姓）ぶたれる（打たれる）から。」と録音にはっきりと聞こえた。周りにはいつもの女子たちがいた。Hが言ったと思う。 ・家庭科室の掃除中、ミシン20台ぐらいを台の上から棚に片付ける作業を皆でする。最後の6台ぐらいは、Aの足元に置いてあった。皆は離れた所でおしゃべりをしていた。Aの足元のミシンを棚に片付けないと、皆の所に行かれない。Aは1人で片付けるしかなかった。 ・掃除終了後、教室に戻ると、Aの前では、男子グループがAのことを言って盛り上がって笑っていた。Aの後ろでは、女子3人が話していた。Aは無視して読書をしていた。 ・CにDとXも呼ばれて男子グループに行った。Aは1人になった。 	
3.19	土			
3.20	日			
3.21	月	春分の日		
3.22	火			
3.23	水			<ul style="list-style-type: none"> ・母親が来校し、「3月18日、終業式の日にもいろいろ言われた。朝、昇降口で『〇〇（Aの姓）がくる。』、教室に入ったら、男子生徒4人のグループから『〇〇（Aの姓）が小論文で1位

				をとった。』 『〇〇（Aの姓）がいるから忘れ物をする。』など言われた。内容は分からないが、女子生徒からも何か言われる。こちらの方を見て笑ってくる。おさまっていない。状況が悪化している。指導してほしい。支援体制も築いてほしい。」などの訴えがあった。
3.24	木			
3.25	金			
3.26	土			
3.27	日			
3.28	月			・母親、A、父親が来校した。（校長・教頭・担任・学年主任・生徒課長で対応）「10月中旬からいじめが起きているが、半年たっても、何も解決していない。逆に状況は悪化している。加害者に対して、厳しく対応し、反省させてほしい。学校全体でいじめに対して毅然とした態度で臨んでほしい。いじめ問題に詳しいので●●弁護士に相談してほしい。」との訴えがあった。
3.29	火			
3.30	水	離任式		・離任式校長あいさつで、言葉の使い方（いじめのことも含む。）について話をした。
3.31	木			
4.1	金	学年始め休業日		
4.2	土	学年始め休業日		
4.3	日	学年始め休業日		

4.4	月	学年始め休業日		
4.5	火	学年始め休業日		
4.6	水	学年始め休業日		<ul style="list-style-type: none"> ・昼頃、母から養護教諭に電話があり、スポ振の災害共済給付の件はどうなったのか。2月に不備の連絡があって以降何もない。」と訴えがあった。 ・夕刻、母親が来校した。(養護教諭、校長が対応)「現時点で再提出はしていない。よく確認してまたお話しする。」と母親に伝えた。
4.7	木	学年始め休業日		
4.8	金	着任式・前期始業式・入学式	<ul style="list-style-type: none"> ・Y(テニス部・小中学校が同じ)の席の近くの男女達が「あいつ、いじめよったんやろ。」と言った。Lが嘘のうわさを広めていることがわかった。Aの話題は続き、男子が「なんでにやっとしちよん。」と暴力。音声では■■■■と聞こえる。 ・自分の前方の女子達が「話しかけてほしんやろ。」「話しかけてあげーね。」「絶対に嫌。」と言う。 ・着任式後、「●組にギリギリ入った。」とか、悪口をたくさんの人に言われたので、Jが「失点言われしちよったよ。」とか、「頑張ってくれー●●高の星になってくれ。」と、Aを励ましてくれた。 ・体育館から教室移動時には、「死んだんじゃろー○○(Aの姓)君。」「なんて気持ち悪い。」とか、マイクのような声の響く感じで「グットモーニング○○ 	

			<p>(Aの姓)君 ○○○○ (Aの名・姓)くん あのトイレ休憩と・・・。」と言われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急に物がトントンとはねてきて当たった。Aは痛くて「痛い。」と言った。 ・Lが新しいクラスの人(1年時にAと同クラスではなかった人)に、「あいつ、頭が良いから学校は嘘を信じたんよ。」と話していた。 ・終学活が終わる教室の中で、OがZに「Lさんにいじめられたんよ。」と、話していた。 ・帰る前にトイレに行く。男子から「○○(Aの姓)さん大集合よ。」と言われ、トイレから出ると男子と女子の集団がAを待っていた。下駄箱まで悪口を言われ続けた。 	
4.9	土			
4.10	日			
4.11	月		<ul style="list-style-type: none"> ・朝、教室に入ったすぐに、女子と男子が、はもって「○○(Aの姓)が気になってしょうがないことがある。」と言われる。 ・Aの記憶がないが、男子から何かをされている。男子から「よし、それじゃはじめるぜ。」「○○(Aの姓)くんほんまこわい?」「おまえうまいぼーる300本ぐらいなくなるぜ。」「ぼーりよくみたい。」「ちょっと痛い。」「はながたつよ○○(Aの姓)がね。」などの発言。その後3分後ぐらいに、Aの席で、ドンとAが殴られて、「なんでそっち行くん。」「やだー●●○○(Aの姓)くんが。」 	

		<p> と言って怖がる女子が騒ぎ逃げている。見ている女子は「○○○○(Aの姓)くんがかわいそうに。」と言っている。Aは、何度も殴られるか蹴られるか(席の横に置いてあるカバンに当たる音が聴こえる。)されている。その後、Aは気を失って寝ている。「ねていかないでよばかもん。」と男子が言う。他の男子がAに近付き「○○(Aの姓)おい。」と声をかける。Aは、気が付き起き上がっている。男子は「あいつ まじなんなん ほんまに。」と発言。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子が「これが○○(Aの姓)くん。こけやすいんよ。ひんしゆく受けるんよ。」と人を侮辱した内容で、Aを誰かに紹介している。女子も「○○(Aの姓)くんはね こうさいしたって●●したって ひるまったんよ。」と発言。 ・1年生との対面式が終わり教室にいたら、男子がAの近くに来て「おいおい○○(Aの姓)くんよ。」と呼ばれ、「○○(Aの姓)くん さいごまで ○○(Aの姓)くん あにのつくす さいごまで。」と言う。 ・女子から「aーほんとに ばんごはんぶん? しぶい一笑い。」と言っているので、そこにaがいる。その後、最初に「おい おい。」とAを呼んだ子が「おい b きたよ ○○(Aの姓)くん へたくそ。」と言っている。その後「おーれは、たえきれん。」と男子。「○○(Aの姓)があか 	
--	--	--	--

後、「いったって しゃしんにば
しゃって。」と男子。「〇〇 (A
の姓) 君 わすれた。」「〇〇 (A
の姓) くん そうそう わすれる
んやろ。」と女子達が言う。そ
の後も

女子が「だいじ
ょうぶ? やられちょうよー。」

「けっこう〇〇 (Aの姓) くん
だいじょうぶ。」「ないとんか
ー。」「ないとん ほんま。」

「やめちょけばれる。」「bだ
けー。」このときも、椅子の引
きずる音、ドンパチン等の音が
聴こえる。

いじめ
は、Aを苦しめた。クラスの中
で皆が居る時間。約15分間い
じめを受けていた。

・2限目の数学Bの授業の前の休
憩時間に、男子と女子がAに脅
し、暴力をしている音声。「よ
あそびすぎすぎる 〇〇 (Aの
姓) くん。」と女子が言う。「ま
じ 〇〇 (Aの姓) にはたえられ
ん。」と男子が言う。「●●ち
ゃん えらすぎ。」と女子が言う。
「あんして あん。」「まちがえ
たってー。」「さんかいじゃけ
ーさー●●。」「〇〇 (Aの姓)
くん ねんねじゃろ。」「〇〇 (A
の姓) のちは ちぎれーんいう
んか。」とY?c?が言った。
その後に、女子2人が「つるぎ
とんすれば?」「なんでやら
んのん。」と男子に声をかけて
いる。その後ドンバンと音。「こ
れうったー。」ドンバン「あ、
いた。」(吐息のように小声)

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 数学Bが終わった休憩時間、教室の少し離れたところの女子と男子がAの話題をして、「といれでやるん。」等言っている。その後ドンドンと殴っている音。 ・ 地理の教室につくと、男子と女子から嫌な言葉 「ぱんつはかわいい。」「すごい いいすがた ちんどりきゅうけいした?」「おい、みせろよ。」等と言われる。 ・ お昼休みに、トイレに行く。「〇〇(Aの姓)くん 急にしばかれるん。」と脅される。男子グループから。その後、教室までの廊下で、女子から怖い言葉「人からさーしたがう。あのこーすめっちゃいやじゃん。」と大きな声でAに向かって言っている。 ・ 「うっせーんだよー〇〇(Aの姓)の いきることとか。」その後、Aに近づき「しらけてどーでもええわー。」と男子が言ったのに、担任の先生は注意をしない。その後も「〇〇(Aの姓)がどうにかなるらくちーん 〇〇(Aの姓)くん くさられてるんだよ くそちくいなげ。」 「〇、〇、〇〇(Aの姓) ぜい〇〇ぜい ぶちいや。」と男子から言われた。その後、すぐに、長い時間、男女から嫌がらせや暴力を受けた。廊下でも悪口を言われ、教室でも悪口を言われ、 ●組になったことで悪口を言われ、女子から「私達、それで落ちたんよ。」とグループで言わ 	
--	--	---	--

		<p>れ、その後、男子グループの中で暴力、暴言をされ、大人数でAの悪口を言う。</p> <p>・担任の先生は、昼休みの教室にいる。「さんかいたのんでできんひとはだれじゃー。」と担任の先生が言い、女子生徒が「〇〇（Aの姓）くん。」と言っている。「〇ーくん。」と言った後、すぐにガチャンと物をぶつけたような音。それも注意すべきなのに、担任の先生は「〇ー〇ー。」と言っただけなので、生徒達は「〇ー〇ーかね？」と笑って過ごしている。担任の先生が「3階多もくは隣。」と言った後、男子生徒が「くつわくがぬすんでるというんかー。」と怒鳴って椅子などを投げた音。その後担任の先生は「となりだとおもう おねがい 〇〇（Aの名）くん。」と言っている。</p> <p>・男子が [REDACTED] と言う。Aは逃げたが、すぐに捕まる。「いまわるな～ちゃ。」と男子が言って、周りの子が大笑いしている。その後、男子に「いたくなるん 〇〇（Aの姓）。」「〇〇（Aの姓）くん にーとって何がよかったん？ドカッなにがよかったんか。」と、その会話の直後に「うすにらー●●。」と担任の先生の声。「はんぶんがちじゃな。」「〇〇（Aの姓）くんだけ くそって むかってなぐろー。」と暴力。女子から「うそつき。」と言われる。</p>	
--	--	---	--

			<p>わって ○○(Aの姓)くん おわって。」「○○(Aの姓)くん すわって。」「○○(Aの姓)くん まって 7ふん こもてば一。」そして、教室にいない人まで「がたん 私をよんだ。」と言って来た。男子は「あー。」と笑う。</p>	
4.14	木	A欠席		<p>・▲▲氏、A、父親、母親、その親族、■氏が来校し、当該校の施設にて協議を行った。(校長、教頭、生徒課長、担任、SCが対応) 母親からは「いじめの件は引き継いでいるか。完全に解決していない。いじめた子は離れたが、4月8日から3日間の間にも『あいつLをいじめていた。』という話題が出た。Lたちが言いふらしている。」との訴えがあった。▲▲氏からは「いじめは犯人探しではない。学校の中でいじめが起きていることは明らかである。加害生徒が明らかにならないと指導できないということはない。防止対策をやらないといけない。注意喚起のため「●●(具体的な言葉)」こういうことを言うのはダメ等の指導(講話)を繰り返しやること(月に1度くらいは)。注意喚起は早々に。学校が対応していないという認識はない。学校だけでなく保護者の協力も必要である。」との訴えがあった。Aは「『自分がいじめた。』</p>

				<p>と思われていることが心配である。」とのことであった。父親からは「すでに半年たっている。高校生活の時間は限られている。見回りの徹底など効果のある対策を。」との訴えがあった。親族からは「外部の方の講演や県からの応援などもできないか。」との訴えがあった。■■氏からは「スポ振の災害給付の件はどうなっているのか。」との訴えがあった。(スポ振の件は遅れていて申し訳ないが、現在対応中である旨回答した。) 学校は、今後の対応として、見守り(始業前、休み時間、放課後)や放課後の面談、避難場所の提供(教育相談室)、教員の情報共有・共通理解、速やかな注意喚起の講話の実施、校長や外部講師等による定期的な講話の実施、教育相談だより等で保護者への周知・協力依頼を約束した。</p>
4.15	金	A欠席		
4.16	土			
4.17	日			
4.18	月	A欠席		<p><u>学年集会での生徒課の指導</u> ※2年生対象。A及びその両親の依頼でいじめ指導を行う。 ・Aは欠席した。 ・1限前に2学年集会を行い、生徒課長より注意喚起の講話を行った。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 午前中、母親から「スポ振の書類について、医師に記入を依頼したが『書けない。』とのことだった。スポ振に電話したところ、『保健体育科の先生に言われたことを伝えてください。』と言われた。」と養護教諭に電話連絡があった。
4.19	火	<ul style="list-style-type: none"> 朝、教室で女子が機嫌が悪く「もーまじでだるかった もーあかちゃん めっちゃ●●ふるんよ○○(Aの姓)が。」と意味が分からないことを言う。その後、男子から、「○○(Aの姓) おうかがい。」と言って、それから暴力の音が聴こえる。Aは、ハフッ 吐き出す。「○○(Aの名) かんじたべて。」「ごみやん。」「●●はい あーんして。」と言われる。「調子がわるいけーいんしゅうんてん。」「決まって●● おいつめられて。」「いやーそう やらかして。」「ぶっちゃあけのそーすいんすとらいん 頭打ちよー。」と嫌な言葉を言われる。暴力グループにd君がいる。 2限目の終わりに、男子2人の言い合いがあり「●●うったひとが なにいいよるん。」「ひとに いきなり ぼうりよくふるってええんか。」、その周りにいた人が「そのねた、○○(Aの姓) じゃないん。」と言っている。「a、a君は暴力をふるってはいけない。」と男子から言われている。 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・3限目のコミュニケーション英語のとき、テストが返ってきた。cがAの点数を実際より悪く言った。 ・課外授業が終わって、教室で、「〇〇(Aの姓) かんぺき、にどとくん、にし(必死)。」と、男子から言われた。 ・5限の前、他のクラスの前で、eとfが2人でAに「すみません。」と言った。 	
4.20	水	A欠席		
4.21	木	A欠席		<ul style="list-style-type: none"> ・Aは欠席した。 ・生徒総会前、校長から全校生徒に「いじめは絶対に許されない。」等の内容で講話を行った。
4.22	金	A欠席		<ul style="list-style-type: none"> ・昼過ぎ、母親が来校した。「2年生への全体指導の翌日(4月19日)にいろいろあった。具体的には、1限終了後トイレから『〇〇』(Aの姓)という発言があった。笑われた。4限後、H・Iが自分のことを言っていた。5限の前、2組の前でJ・Kが、『すみません。』と言ってくる。6限後、教室の中で『〇〇(Aの姓)完璧、二度と来るな。』と男子生徒の声(Aは認識していない)が録音に残っていた。」との訴えがあった。母親には具体(的な出来事?)として出てきたことについては、確認する旨伝えた。また、A及び母親にスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)による

				面談を勧めたところ、後日返事をするとのことであった。
4.23	土			
4.24	日			
4.25	月	A欠席		<ul style="list-style-type: none"> 午前中、母親が来校した。先日の訴えについて、「J・Kには直接、他の件は周囲へ担任が聞き取る。」と回答したところ、母親から「昼休み図書室で過ごしたい。教員はいるのか。トイレに行く途中が辛い。」と訴えがあったので、「図書室に教員はいる。また、職員トイレを利用いただきたい。」と伝えた。SSWについては、「医師や心理師にかかっているので不要である。」と断られた。
4.26	火	A 3限から早退		<ul style="list-style-type: none"> 朝、母親から「本日1、2限登校する。授業に早めに行ってもらえるか。」と連絡があったので「対応する。」と伝えた。 Aは1、2限のみ登校した。
4.27	水	A欠席		<ul style="list-style-type: none"> 朝、母親が4月以降の出来事をまとめた文書を持参し、来校した。その際、欠課時数が心配である旨の訴えがあったので、「すぐにはということはない。まず登校できるようにと思っている。」と伝える。 <p>いじめ対策委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 夕刻、学校いじめ対策委員会（校長、教頭、生徒課長、保体課長、教育相談課長、各学年主任、養護教諭）を開催

				し、主に3月以降の経緯について共通理解を図った。
4.28	木	A欠席		
4.29	金	昭和の日		
4.30	土			
5.1	日			
5.2	月	A欠席		<p>・昼過ぎ、教頭と担任が家庭訪問を実施し、A及び母親と面談した。雑談も含め、穏やかに話げできた。その際、「教員がつくので安心して登校してほしい。」と話したが、「しばらく休みたい。」とのことであった。また、「Aが、 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX感じになってきているので、それが収まるまでは休ませたい。」と母親から訴えがあった。考査のことは気になるということだったので、テスト範囲についてまとめることや課題等について話をした。</p>
5.3	火			
5.4	水			
5.5	木			
5.6	金	A欠席		<p>・朝、校長から母親へ電話連絡をし、スポ振の書類は月末に提出したこと、4月19日の件は周囲に聴き取りを行ったが確認できなかったことを伝えた。</p>
5.7	土			
5.8	日			
5.9	月	A欠席		

5.10	火	A欠席		<ul style="list-style-type: none"> ・夕刻、母親が来校した。(校長・教頭・生徒課長・担任が対応) 今後の学校の対応(学校においては教員がマンツーマンでつくこと、クラスの生徒には担任から理解と協力について話をすること、考査は別室で受査できること、学習の支援)について伝えたが、母親から「病院にも行っている。無理はさせたくない。」との返答があった。また、昨年11月以降の録音CD3枚を渡された。 ・(Aの災害救済給付金支払請求のため)当該校から災害報告書を提出
5.11	水	A欠席		<ul style="list-style-type: none"> ・夕刻、特別支援教育委員会(教育相談委員会)を開催し、Aの状況、今後の対応、いじめアンケートの回数増・実施方法等について情報共有するとともに協議を行った。
5.12	木	A欠席		<p>SOSの出し方の講演(全学年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員朝礼にてAの状況、今後の対応について共通理解を図った。 ・AのクラスのSHRで、担任からAについての理解と配慮について話をした。
5.13	金	第1回考査①		
5.14	土	第1回考査② PTA総会		
5.15	日			
5.16	月	5.14代休		
5.17	火	第1回考査③	・テストが終わる。職員トイレから出たら、S達と出会う。「あ	

			いつ、ここ使っちゃいけないやろ。」と大声で言われる。自分の部屋に戻っても、まだ笑い声が聞こえていた。	
5.18	水	第1回考査④		学校生活アンケート(全学年)
5.19	木	A欠席		・午前中、▲▲氏、母、その親族、■氏が来校し、応接室にて協議を行った。(校長、教頭、担任、学校安全・体育課2名が対応) ▲▲氏及び母より、重大事態としての対応と調査委員会は県が主導でとの訴えがあった。
5.20	金	A欠席		・午前中、母親が重大事態の申立書(写し)を持参し、来校した。その際、授業のことが心配、を何とかしてほしい。)についての訴えがあった。
5.21	土			
5.22	日			
5.23	月	A欠席		
5.24	火	A欠席		いじめ対策委員会開催 ・学校いじめ対策委員会(外部委員を含む。)において重大事態として認定した。 ・前回委員会後の流れの説明、Aが「うつ病」と診断され、その欠席が続いている状況に鑑み、重大事態と認定、Aの学校生活のサポートを検討。
5.25	水	A欠席		
5.26	木	A欠席		
5.27	金	A欠席		
5.28	土			

5.29	日		
5.30	月	A欠席	
5.31	火	Aオンライン出席 ※A 5限まで遅刻、 7限から早退	
6.1	水	Aオンライン出席	
6.2	木	Aオンライン出席	
6.3	金	Aオンライン出席	
6.4	土		
6.5	日		
6.6	月	Aオンライン出席	
6.7	火	Aオンライン出席	
6.8	水	Aオンライン出席	
6.9	木	Aオンライン出席	
6.10	金	A欠席	
6.11	土		
6.12	日		
6.13	月	Aオンライン出席	
6.14	火	Aオンライン出席	いじめ簡易版アンケート(全学年)
6.15	水	Aオンライン出席	
6.16	木	Aオンライン出席 ※A 5限から早退	
6.17	金	Aオンライン出席	
6.18	土		
6.19	日		
6.20	月	Aオンライン出席	
6.21	火	Aオンライン出席	
6.22	水	Aオンライン出席	
6.23	木	A欠席	
6.24	金	A欠席	
6.25	土		
6.26	日		
6.27	月	A欠席	
6.28	火	A欠席	
6.29	水	A欠席	
6.30	木	A欠席	
7.1	金	A欠席	
7.2	土		

7.3	日			
7.4	月	A欠席		
7.5	火	A欠席		学校生活アンケート（全学年）
7.6	水	A欠席		
7.7	木	A欠席		弁護士によるいじめ予防教室 ※全学年対象
7.8	金	A欠席		
7.9	土			
7.10	日	Aは R4. 7. 10 ま で当該校に在籍 →R4. 7. 11 付け で転学		

第3 「いじめ」に該当する行為について

1 はじめに

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）2条1項）を言う。

64頁以下では、当該生徒等が「時系列 いじめ」等の資料で指摘する no. 1～104の事情について、聴き取り調査や、当該生徒等が提出した録音データ及び反訳書の内容を踏まえ、事実関係が確認できたこと、確認できなかったこととを区別して、概ね時系列に沿ってまとめることとした（「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」19頁参照）。

本事案では、これらの事情のうち、以下のとおり、no. 7、11、23、33、53、57、73、102の事情について、「いじめ」に該当する行為を確認できた。

【「いじめ」に該当する行為】

※ A=当該生徒、H、J、L、M=当該生徒以外の生徒

- ① 令和3年10月20日、保健の授業で、Aが当てられた際に、間違えて■■■■と答えて、笑いが起きた。【no. 7】
- ② 令和3年10月29日、現代国語の授業で、Aが音読した際に、「運動場を「うんどうば」と発言し、一部の人から笑われた。【no. 11】
- ③ 令和3年11月16日、3・4限の音楽の時間、Mが学校を休もうとしたら親に止められた、休んだらAに負けた気がする、Hが親に「休んだら、それを認めたことになる。」と言われたと、それぞれ話していた。【no. 23】
- ④ 令和3年11月24日、7限の体育終了後、Lが「また先生に呼び出された。めんどくさーまじで、あいつなんなん。」と言った。【no. 33】
- ⑤ 令和4年1月13日、Mが「(Aが自分達を) いじめたんやけー、(Aが自分達に) 謝らないといけんくない。」と言った。【no. 53】
- ⑥ 令和4年2月2日、昼休み、教室で、Hが「まじで、あいつと違う人のことを言っとったのに、うちらが怒られた。」と言った。【no. 57】
- ⑦ 令和4年4月8日、着任式後、JがAに「失点言われしちよったよ。」と伝えた。【no. 73】⁷

⁷ なお、当該生徒は、自分が「(誰かから) 失点言われ」されていたことを認識し、心身の苦痛を感じているが、Jについては、自分に「頑張ってくれー●●高の星になってくれ。」とも言ってくれたことを受けて、むしろ自分を励ましてくれたと受け止めていた（後掲94頁参照）。

⑧ 令和4年4月19日、課外授業が終わって、教室で、「〇〇（Aの姓） かんぺき、にどとくんな、にしし。」と、男子から言われた。【no.102】

これらの「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」の対象となった当該生徒は、上記の資料でこれらの行為を指摘して苦痛を訴えており、「心身の苦痛を感じているもの」（法2条1項）と考えられる。

これらの「いじめ」があった後に、当該生徒が不登校に至ったという経緯からすると、これらの「いじめ」が当該生徒の不登校の原因となった可能性は否定できないものと考えられる。

なお、当該生徒等が指摘する事情のうち、「いじめ」を確認できなかったものについては、実際に「いじめ」がなかったと断定するものではなく、あくまで事実確認ができなかったというものにすぎない。令和4年6月2日に当委員会の第1回会議が開催された時点で、当該生徒等が初めていじめを訴えた令和3年10月頃から既に約7か月以上経過しており、記憶が判然としない関係者や、調査への協力を得られない関係者もいたため、調査部会による調査には限界があったことには留意されたい。

他方で、当然ではあるが、「重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的である」（ガイドライン2頁）。調査部会が「いじめ」に該当する行為を確認したことをもって、直ちに「いじめ」をした者の民事・刑事上の責任を認めることにはならないので、併せて留意されたい。

2 当該生徒等提出の録音データ及び反訳書について

当該生徒等は、「いじめ」を受けていた状況をボイスレコーダーで録音していたとして、その録音データ並びに当該生徒等及び一般財団法人司法協会が作成した反訳書を提出している。これらの取扱いについては、山口県の学事文書課に相談するとともに、調査部会の委員が各自録音データを再生し、その音声を直接聞いて検討することとした。

その結果、「まじで、殴りそー。」（後掲【no.37】参照）、「〇〇（Aの姓）かんぺき にどとくんな にしし」（後掲【no.103】参照）との部分については、聞き取ることができたので（なお、一般財団法人司法協会作成の反訳書においても、【no.103】の部分は聞き取ることができていたようである。）、これらの事情については、確認ができたものとして検討することとした。

他方、【no. 37】【no. 103】の部分以外については、当該生徒に対するいじめと
考えられるような音声を聞き取ることができなかつたので⁸、確認ができなかつ
たものとして取り扱うこととした。なお、この取扱いは、前述のとおり、実際に
「いじめ」がなかつたと断定するものではなく、あくまで事実確認ができなかつ
たというものにすぎない。

3 1年次のクラスのグループラインについて

当該生徒等は、1年次に在籍していたクラスのグループラインについて、当
該生徒を除き生徒全員が入っていたが、当該生徒には声をかけられず、グルー
プラインの存在すら知らされていなかつた、1年次のグループラインで、当該
生徒を話題にしていた可能性が高い、クラス全体で当該生徒を疎外していた可
能性や、令和3年4月時点でいじめが起こっていた可能性もあると指摘する。

しかし、生徒達に対する聴き取り調査を実施した限りでは、1年次のクラス
のグループラインに入っていなかつた生徒は、当該生徒以外にも複数名存在し
た。また、グループラインの中で当該生徒の話題は出ていなかつたようであり、
少なくとも、1年次のクラスのグループラインについては、当該生徒に対する
意図的ないじめと評価できるような事情を確認することができなかつた。

⁸ 令和3年11月25日、当該校のいじめ対策委員会で、当該生徒等提出のCDの内容を確認
した際に、『1か所「〇〇」「〇〇」(Aの姓)という女子生徒らしき声が聞こえたが、特にわか
らなかつた。』とされているが、調査部会で検討した限りでは、『「〇〇」「〇〇」(Aの姓)とい
う女子生徒らしき声』を確認することができなかつた。

4 当該生徒等が指摘する事情の検討

※ A=当該生徒、B～f=当該生徒以外の生徒

※ 「－」=記載する事項がないことを示す

No.	当該生徒等が指摘する事情に対する検討結果	
1	<p><u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u></p> <p>・令和3年10月上旬、I達と友達になりたくて、Iのグループにいることもあった。先生方が使ったパイプ椅子を率先して片付けたときや、小さい方の教台がずれていたの足を使って直していたときに（教台が重く、足を使わないと動かなかった。）、IとJが馬鹿にして笑い合っていた。</p>	
	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <p>・上記(1)記載の事情</p>	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <p>・－</p>
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <p>・－</p>	
2	<p><u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u></p> <p>・令和3年10月上旬、放課後、自転車で帰っているときに、IとKがAの髪型 XXXXXXXXXX をバカにしてきた。ある日、自転車でふたりの後ろを帰っていると、後ろに僕がいることを知っていて、Iは、バカにして笑っていた。そのとき、Kは何も言わず笑いもしなかった。</p>	
	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <p>・上記(1)記載の事情</p>	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <p>・－</p>
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <p>・－</p>	

3	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ Qのグループから離れたら、女子グループ（H、L、M、N）がAのことについて笑ってくるようになった。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
4	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和3年10月上旬、Hが「あいつ、何もしてないのに嫌われている。ウケル。」と笑いながらAの方をチラ見しながら言ってきた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
5	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和3年10月上旬、女子グループが集まり会話をしているときに、Aの方をチラ見しながら笑い合っている。Aのことを言っていると感じる。女子メンバーが1人のときでも、ニヤニヤしてAの方を見て何か言うてくる。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	

6	<p>(1)当該生徒等が指摘する事情</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月21日、総合的な探究の時間に席を班の形にするとき、クラスのほとんどの人から「〇〇」(Aの姓)と言われ、1週間前の授業のこと(「愛とお金はどっちが大切か」とのテーマについて話し合った。5人グループの班で男子はA1人だけであったところ、Aは「お金の方が大切。」と答えた。Aはその場を盛り上げようと大きな声で笑った。)を言われ爆笑された。同じ班の中に好きな人がいると、その実名を言われ、女子としか会話ができない女子好きとも言われる。 	
<p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> クラスのほとんどの人から「〇〇(Aの姓)」と言われ、1週間前の授業の事を言われ爆笑されたこと 同じ班の中に好きな人がいると、その実名を言われ、女子としか会話ができない女子好きとも言われたこと 	<p>(3)事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 「愛とお金のテーマ」のテーマで授業があったこと ※聴き取り調査では、このテーマで授業があったことは覚えているとの発言があった。 	
<p>(4)「いじめ」の定義(法2条1項)へのあてはめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「他の児童が行う心理的…な影響を与える行為」を認めるに足りる証拠がなく、「いじめ」を確認することができなかった。 なお、Aは、クラスのほとんどの人から、「〇〇(Aの姓)」と言われ、笑われて、苦痛を感じていた、現にこの頃、腹痛・頭痛・食欲不振・不眠・登校拒否等の心身の不調が生じていたことから、Aが傷ついていたと受け止めている、Aが「〇〇(Aの姓)」と言われ、笑われて、傷ついたという事実を学校側に申告しているため、事実を確認できると指摘する。確かに、Aが傷つき、苦痛を感じていたことはうかがわれるところであり、「他の児童が行う心理的…な影響を与える行為」、ひいては「いじめ」があった可能性を否定するものではない。しかし、聴き取り調査をした限りでは、上記(1)記載の「他の児童が行う心理的…な影響を与える行為」を具体的に裏付けるような発言はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。 		

7	<p>(1) <u>当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月21日、保健の授業で当てられて恥ずかしいワードで答えたら違っていた（間違えて [] と答えた。1人ではなく、クラス全体が笑っていた。）。恥ずかしくて笑って過ごした。次の保健の授業で、Hが後ろのOと「あいつ、昨日間違えて1人で大笑いしていた。」と話をしていた。 	
	<p>(2) <u>事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 次の保健の授業で、Hが後ろのOと「あいつ、昨日間違えて1人で大笑いしていた。」と話をしていたこと 	<p>(3) <u>事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> Aが保健の授業で当てられ、間違えて [] と答えて、笑いが起きたこと <p>※聴き取り調査では、上記の事情があったことを覚えているという趣旨の発言があった。</p> <p>※なお、当時の時間割によると、保健の授業は水曜日なので、Aが [] と答えたのは令和3年10月20日(水)と考えられる。</p>
	<p>(4) <u>「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> Aの発言を笑うという「他の児童が行う心理的…な影響を与える行為」があり、また、「当該行為の対象となった」Aが当該行為を指摘して苦痛を訴えており、「心身の苦痛を感じている」と評価できる以上、「いじめ」に該当する行為があったといえる。 	
8	<p>(1) <u>当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月25日、7限地学の授業で、LとNがAの方を見てコシヨコシヨ話をしていた。授業中だけメガネをかけていると言っているのが聞こえた。「かっこいいと思っているから。」「Nをはっきりと見たいから。」と言っていた。その後、Aと目が合うと大爆笑してきた。 	
	<p>(2) <u>事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 上記(1)記載の事情 	<p>(3) <u>事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> —
	<p>(4) <u>「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — 	

9	<p>(1) 当該生徒等が指摘する事情</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月27日、コミュニケーション英語の時間で、隣の女子と会話をしないといけないときがあり、女子好きと思われて笑われるのが嫌で話さなかった。先生から「女の子と会話するの苦手なの？」と悪気なく聞かれた。ほぼ全員が笑ってきた。
<p>(2) 事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 先生が「女子と会話するの苦手なの？」と聞いた対象がAであること 生徒ほぼ全員が笑っていた対象がAであること <p>※聴き取り調査では、先生がAとは別の生徒に言っているのを聞いたとの発言があった。</p>	<p>(3) 事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 先生がAとは別の生徒に「女子と会話するの苦手なの？」と聞いたこと 他の生徒が笑っていたこと <p>※聴き取り調査では、これらの事情があったことを覚えているという趣旨の発言、先生はまじめにやっていたが、それを笑う生徒がいたとの発言があった。</p>
<p>(4) 「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴き取り調査の内容からすると、先生の発言の対象及び生徒が笑っていた対象は、Aではなく、別の生徒であったと考えられる。少なくともAが「当該行為の対象となった」ことを認めるに足りる証拠はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。 なお、Aは、自分の受け止めとして、周りの男子が女子と話をする中で、自分は隣の席の女子と話さないでいたところ、Aと目が合った先生から「女の子と会話するの苦手なの？」と聞かれたと指摘する。状況的に、Aの受け止め通りの事実があった可能性は否定できないが、聴き取り調査をした限りでは、Aが「当該行為の対象となった」ことを具体的に裏付けるような発言はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。 	
10	<p>(1) 当該生徒等が指摘する事情</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月28日、昼食後、女子グループ（H・L・M・N）がコソコソ話をしていて、P（Aが通っていた塾の他校生徒）と関わっているだけで批判された。Hが「え？やばくない。」、Mが「やばいやろ。」と言っていた。なお、AとPは同じ塾に通い、挨拶をする関係に過ぎない。

	<p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AがPと関わっていることを女子グループが批判していたこと ・ Lが「え？やばくない。」、Mが「やばいやろ。」と言っていたこと <p>※聴き取り調査では、Pの話はしていたが、Aの話はしていなかったとの発言があった。</p>	<p>(3)事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女子グループがPの話をしていました <p>※聴き取り調査では、上記の事情があったことを覚えているという趣旨の発言があった。</p>
	<p>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</p> <p>・ 聴き取り調査の内容からすると、女子グループの話の内容がAを批判したものとは断定できない。少なくともAが「当該行為の対象となった」ことを認めるに足る証拠はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。</p>	
11	<p>(1)当該生徒等が指摘する事情</p> <p>・ 令和3年10月29日、現代文の授業で、Aが教科書の本文を読む順番になり、読んでいると、急に一部の人（Hとその周りの人）から大声で笑われた。先生は、Aが読んでいるのを止めて注意したが、苦笑いをしてAの方を見ていた。H、Oほか3、4人が休み時間にも集まって、Aの方を見て話していた。</p>	
	<p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Hとその周りの人が笑ったこと ・ H、Hほか3、4人が休み時間にも集まって、Aの方を見て話していたこと <p>※聴き取り調査では、一部の男子から笑いが起きた、女子が笑っていたと思うとの発言があった。</p>	<p>(3)事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業でAが音読した際に「運動場」を「うんどうば」と発言し、一部の人から笑われたこと ・ 先生が笑うのをやめさせて、「そういう読み方もある。」と全体に話をしたこと <p>※聴き取り調査では、これらの事情があったことを覚えているという趣旨の発言があった。</p>

	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aの発言を笑うという「他の児童が行う心理的…な影響を与える行為」があり、また、「当該行為の対象となった」Aが当該行為を指摘して苦痛を訴えており、「心身の苦痛を感じている」と評価できる以上、「いじめ」に該当する行為があったといえる。 	
12	<p><u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年11月2日、朝、Aが自転車で登校し野球場側へ停めた。陸上競技側へ停めていたMとLがAの方に来て一列に並んで何かを話してきた（Aを待ち伏せしていたと思われる。）。その後、M、Lと昇降口で出会い、Aの方をチラチラ見て話していた。2人とも鋭い目でAをにらんできた。とても怖かった。Aの悪口を言っていたと感じた。以前にも同じようなことが何回もあった。 	
	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
13	<p><u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年11月2日、昼食後に、L達が集まり、教室でAのことを話していた。Aが教室から出たら、すぐに笑いながら「〇〇」（Aの姓）というワードが出ていた。Aは、教室にいると話が聞こえて辛いので、トイレに時間をかけて行っている。教室にはAの友達がいるから、仲の良い友達とあまり交流ができなくなった。 	
	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
14	<p><u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年11月4日、昼食前、教室で、M、L、Hが、Aの顔が普通、怖い、彼氏だったらすぐに怒ってDVをしそ、 「キモイ。」とわざと聞こえるように言ってきた。 	

	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・M、L、Hが、Aについて、顔が普通、怖い、彼氏だったらすぐに怒ってDVをしそ、<u>「キモイ。」</u>と、わざと聞こえるように言ってきたこと <p>※聴き取り調査では、彼氏の話をしていてAが自分のことと思っただのではないか、DVの話や「キモイ。」との言葉を使うことはあったが、Aのことではないとの発言があった。</p>	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・M、L、Hが「キモイ。」という言葉を使ったこと ・Lが彼氏の話をしていて ・MがDVについて話をしていて <p>※聴き取り調査では、これらの事情があったことを覚えているという趣旨の発言があった。</p>
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴き取り調査の内容からすると、M、L、Hの話の内容がAに関するものとは断定できない。少なくともAが「当該行為の対象となった」ことを認めるに足りる証拠はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。 ・なお、Aは、自分の名前が出ていたことから、自分に関する話の流れと受け止めて傷ついた、現に傷ついていたという事実を学校側に申告していたので、事実を確認できると指摘する。確かに、Aが学校側に申告していた内容とM、L、Hの自認する内容が一部重なることから、「いじめ」があった可能性は否定できないが、聴き取り調査をした限りでは、Aが「当該行為の対象となった」ことを具体的に裏付けるような発言はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。 	
15	<p><u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月4日、Lが駐輪場でAに直接「先生に言わんでよ。」と言う。 	
	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)記載の事情 	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	

16	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年11月4日、M、Lが（廊下にある）ロッカーの前で「あいつが先生に言ったらやばくない？」と話し合っていた。	
<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・－	
<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・－		
17	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年11月5日6限目世界史の授業で、アメリカの州と地名について順番に当てられる。Aが「わかりません。」と答え、Lが「え？知らんのん。」、Nが「バカなんじゃないん。やばー。」とはっきり聞こえるように言い笑っていた。	
<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・Lが「え？知らんのん。」、Nが「バカなんじゃないん。やばー。」とはっきり聞こえるように言い笑っていたこと	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・先生からの質問にAが答えられなかったこと ※聴き取り調査では、上記の事情があったことを覚えているという趣旨の発言があった。	
<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・「他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」を認めるに足りる証拠がなく、「いじめ」を確認することができなかった。 ・なお、Aは、母作成の録音内容の反訳書において、音声を確認することができていること、Aは、L及びNの発言により傷ついたという事実を学校側にも申告していること、この頃から、腹痛・頭痛・食欲不振・不眠・登校拒否等の心身の不調が生じていたことから、Aが傷ついていた事実を認めることができることができると指摘する。しかし、調査部会では録音内容を確認できなかったこと、令和3年11月5日の時点におけるAの心身の不調については、記録上、必ずしも判然としないこと、聴き取り調査をした限りでは、「他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」を具体的に裏付けるような発言はなかったことから、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。		

18	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年11月5日、Aが教科書を取りに（廊下にある）ロッカーに行くと、L、M、HがAに「キモイ。」と言う。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・「キモイ。」と言った対象がAであること ※聴き取り調査では、「キモイ。」という言葉の使い方をすることはあったが、Aに向けてのものではないとの発言があった。	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・L、M、Hが「キモイ。」という言葉を使ったこと ※聴き取り調査では、上記の事情があったことを覚えているという趣旨の発言があった。
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・聴き取り調査の内容からすると、L、M、Hが「キモイ。」と言った対象がAであるとは断定できない。少なくとも、Aが「当該行為の対象となった」ことを認めるに足る証拠はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。 ・なお、Aは、L・M・Hと目が合い、Aの方を見て「キモイ。」と言われたと受け止めていると指摘する。しかし、聴き取り調査をした限りでは、Aが「当該行為の対象となった」ことを具体的に裏付けるような発言は確認できず、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。	
19	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年11月12日、休み時間に、Lが「あれくらいのことで普通は先生に言わんやろう。」「あいつ、おかしいやろう。」と聞こえるように言ってきた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
20	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年11月15日、朝、L、Mが教室に入る前にAの方を見て、扉の所で話していた。Aが車で登校し、L、Mよりも早く教室に入っているときは、毎日（同じようなことが）起きている。	

	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)記載の事情 	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
21	<p><u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月15日、4限のコミュニケーション英語の授業のとき、Aが当てられる1つ前から、Q、HがAを見て笑っていた。先生が気付いき、「Q君、人をバカにして笑わない。」と注意する。Aの番が来て答えていると、Q、H、R、Mが笑っていた。先生がAを止めて注意した。しかし、Aが続きを答えていると、また笑ってきた 	
	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Q、H、R、MがAを笑ったこと ※聴き取り調査では、Qはいつもうるさいので基本怒られている、HはQに対して笑ったのであって、Aは関係ないとの発言があった。 	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・HとQが話していたときに笑ったら、先生から「感じ悪い。」と注意されたこと ※聴き取り調査では、上記の事情があったことを覚えているという趣旨の発言があった。
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴き取り調査の内容からすると、H及びQが笑った対象がAとは断定できない。少なくともAが「当該行為の対象となった」ことを認めるに足りる証拠はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。 ・なお、Aは、Aが答える順番になり、Aが答えた瞬間にQ、HらがAの方を見て笑っていた、その後、先生の注意が終わり、一旦、静かになって、続きを答えた瞬間に先ほどと同じ笑いが起き、明らかにAが声を発した瞬間に笑いが起きていることから、Aに対して行われたと受け止めていると指摘する。状況的に、Aの受け止め通りの事実があった可能性は否定できないが、聴き取り調査をした限りでは、Aが「当該行為の対象となった」ことを具体的に裏付けるような発言はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。 	
22	<p><u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月15日、昼食中、Nが「A君、上手に答えていたのに笑われたね。」とLに笑って言った。 	

	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
23	<p><u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年11月16日3・4限の音楽の時間、M、H、L、Nが話していた。H「学校を休んだら、あいつに負けたみたいで悔しくないかって親が言った。」、L「休んでも良いと親が言った。」「休んだら親が三者面談をしに行く。」、N「今日、休みたかったけど親が休んだら木曜日は無しと言った。」全員、親にAが悪いと嘘を言っている。 	
	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ L、Nの上記発言内容 ・ M、H、L、Nがそれぞれの親にAが悪いと嘘を言っていたこと 	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Mが、学校を休もうとしたら親に止められた、休んだらAに負けた気がするという話をしていたこと ・ Hが、親に「休んだら、それを認めたことになる。」と言われたという話をしていたこと <p>※聴き取り調査では、これらの事情があったことを覚えているという趣旨の発言があった。</p>
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aに聞こえる場所で、Aが不快に感じる話をするという「他の児童が行う心理的…な影響を与える行為」があり、また、「当該行為の対象となった」Aが当該行為を指摘して苦痛を訴えており、「心身の苦痛を感じている」と評価できる以上、「いじめ」に該当する行為があったといえる。 	
24	<p><u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年11月17日、昼食前、Lが「担任の先生に親が話したいと言っています。」と大きな声で、周りの子に聞こえるように笑いながら言う（先生に確認したところ、言っていなかった。Aが脅されている。Lは多くの子に「Aが先生に嘘のことを言って、L達をいじめている。」と嘘の噂を流していたため、Aは自分が脅されていると感じた。）。 	

	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
25	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和3年11月17日、昼食中、Aの方を見ながら、Lが「なんで学校におるん。キモイ。」と言う。Nと話していた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情 ※聴き取り調査では、黙食なので話していない、その場に先生もいたとの発言があった。	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
26	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和3年11月18日、毎時間の休み時間、Aの方を見てきて何かを話していた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
27	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和3年11月18日、7限のLHRの時間に、M、L、HがAのマネ（教室に入ってきた時の行動）をして笑い合っていた。	

	<p>(2) <u>事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 <p>※聴き取り調査では、そもそもAのことを見ていない、先生や他の人のモノマネはしたことはあったとの発言があった。</p>	<p>(3) <u>事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p>(4) <u>「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — ・ なお、Aは、自分のマネをされたと受け止めている、上記(2)の「先生や他の人のモノマネをしたことはあった」の「他の人」の中にAが含まれていると受け止めていると指摘する。しかし、聴き取り調査をした限りでは、上記(1)記載の事情を具体的に裏付けるような発言はなく（聴き取り調査でも、Aのモノマネではないかと確認したが、上記(2)のとおり、Aではない「他の人のモノマネ」であるとされた。）、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。 	
28	<p>(1) <u>当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年11月19日、朝、Aの登校を昇降口で待っている。 	
	<p>(2) <u>事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 	<p>(3) <u>事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p>(4) <u>「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
29	<p>(1) <u>当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年11月19日6限終了後の休み時間、L、M、HがAの方をガン見して大きな声で言ってきた。L「なんであいつ学校に来とるん。友達がおらんし、周りからゴチャゴチャ言われるし。楽しくないやろ。」、M「友達はおるっちゃおるけど。」 	
	<p>(2) <u>事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 	<p>(3) <u>事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p>(4) <u>「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	

30	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年11月24日1限終了後、LがMとAの方を向いて「何で、あいつ学校に来とるん。」などと話していた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
31	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年11月24日昼休みに、L達は、他のクラスの女子達に大声で「え？何も言っていないけど。」とAをバカにし笑い合っていた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
32	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年11月24日昼休み。男子が数人集まり、Aを1人にする話をした。「運動会で赤白に別れて、赤白のどちらかがAひとり。」「いくらの卵で、白いところがA。それを周りで囲む。」など。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情。 ※聴き取り調査では、去年はコロナで運動会は中止だったとの発言があった。	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4) 「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ — ・ なお、Aは、男子らが実際に赤白の選手（誰がどれになるか）を分けていたというわけではないが、Aを孤立させ疎外する内容の例え話をされたことにより傷ついたと指摘する。しかし、聴き取り調査をした限りでは、上記(1)記載の事情を具体的に裏付けるような発言はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。	

33	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年11月24日7限の体育終了後、LがMに「また先生に呼び出された。めんどくさーまじで、あいつなんなん。」と怒った表情でAを見て聞こえるように話していた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・Lが怒った表情でAを見ていたこと	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・Lが「また先生に呼び出された。めんどくさーまじで、あいつなんなん。」と言ったこと ※聴き取り調査では、上記の事情があったことを覚えているという趣旨の発言があった。
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・Aに聞こえる場所で、Aが不快に感じる話をするという「他の児童が行う心理的…な影響を与える行為」があり、また、「当該行為の対象となった」Aが当該行為を指摘して苦痛を訴えており、「心身の苦痛を感じている」と評価できる以上、「いじめ」に該当する行為があったといえる。	
34	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年11月25日、廊下で知らない子とすれ違うときに、男子から「しつこいのー。」、女子2人組から「何で遅く提出してすがすがしい顔してられるわけ〜。」「本当よね。そう思うわ。全員ショック。」と言われる。その後すぐに、知らない男子2人から「やべーこれ。」など怖い言葉を言われる。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
35	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年11月25日、朝、教室の扉のすぐ近くで話していた。Mが、何回も、教室にいるAの方を見てきた。	

	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
36	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和3年11月30日、テスト終了後（帰宅時）、廊下(他のクラスの黒板側の扉の前)を歩いていたら、他のクラスの女子6人グループとすれ違う。その時にAの方を見て大声でハッキリと「くそ問題児が。」と言われる。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
37	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和3年12月4日、テスト終了後、校長先生がAのクラスに入り、いじめの話をしてくれる。その後、Lは「ぶち殴りたい。」と言っていた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ Lが「ぶち殴りたい。」と言ったこと	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ 令和3年12月4日、テスト終了後、校長が当該生徒のクラスに入り、いじめの話をしたこと ※聴き取り調査では、上記の事情があったことを覚えているという趣旨の発言があった。 ・ 女性が「まじで、殴りそー。」と発言していたこと ※当該生徒等から提出された録音データ上、この発言については、聞き取ることができた。

	<p>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・録音データを聞いた限りでは、女性が「まじで、殴りそー」としている対象が誰であるか判然としなかった。少なくともAが「当該行為の対象となった」ことを認めるに足る証拠はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。 ・なお、Aは、L達がAに関する話題をしているときに、Lが「ぶち殴りたい。」との発言をしたこと、母作成の録音内容の反訳書において、「〇〇（Aの姓）、壁際だから、まじで、殴りそー。」との音声を確認できていること、当時のAの座席が実際に一番端の窓際であったことから、Aが行為の対象になったと考えられると指摘する。しかし、調査部会が録音内容を確認した際には、女性が「まじで、殴りそー。」と発言していたことしか確認できず、「壁際だから」など、Aを対象としていることをうかがわせるような発言は確認できなかったこと、聴き取り調査をした限りでは、Aが「当該行為の対象となった」ことを具体的に裏付けるような発言はなかったことから、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。 	
38	<p>(1)当該生徒等が指摘する事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月6日掃除後、「A君の〇〇めちゃくちゃ汚いよ。」と、Aの方を見て話して笑い合っていた。M、L、Hは教室掃除。 	
	<p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)記載の事情 <p>※聴き取り調査では、そもそも掃除が一緒ではなかったとの発言があった。</p>	<p>(3)事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — ・なお、Aは、掃除時間中の出来事ではなく、掃除が終わった後に他の掃除場所で活動をしていたAが教室に帰った(入った)ときの出来事であり、自分のクラスの教室の掃除担当であったM・L・Hは、当然、Aよりも先に教室にいたところ、教室に入ってきたAに対し、「A君の〇〇めちゃくちゃ汚い。」との発言があったと指摘する。しかし、聴き取り調査をした限りでは、上記(1)記載の事情を具体的に裏付けるような発言はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。 	

39	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年12月7日、コミュニケーション英語、古文、現代文の授業中に、LとNがAの方を見て何か話をして笑い合っていた。Aは後ろの方の席でL、Nは前の方の席。後ろを向いて話しかけてくる。	
	<u>(2) 事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3) 事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4) 「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
40	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年12月13日、掃除終了後、Aの椅子だけが机から降ろされていなかった。周りは全て降ろされていた。その後も女子3人（H、M、L）が教室掃除の間、続いた。	
	<u>(2) 事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3) 事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4) 「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
41	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年12月13日、6限終了後、女子達（L、M、H）が担任から放課後呼び出される。アンケートに女子3人がAにいじめられていると書いたため。Lが暴れてAに暴力を振るおうとしていたが、Hに止められる。その後、お祭り騒ぎぐらいに笑い合っただけでいた。クラスのほとんどの女子がLグループに集まって話していた。	
	<u>(2) 事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3) 事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4) 「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	

42	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年12月13日放課後、教室で、Sが「まじでやりすぎやろう。かわいそう。」「ふつうそこまでやる？」とAに聞こえるように言っていた。	
	<u>(2) 事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3) 事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4) 「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
43	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年12月16日、L、H、Mが、校外の人に「Aが、嘘を先生に言って私たちが何回も怒られた。」などのうわさを流している。たまたまAと同じ塾に通う他の高校の女子2人がAに聞こえるように話していた。男子にも同じことを言い、Aが悪者になっている。	
	<u>(2) 事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情 ※他の高校の生徒らを含め、聴き取り調査を実施したが、上記(1)の事情は確認できなかった。	<u>(3) 事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4) 「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
44	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年12月16日、RがBに「AがLをいじめた。」と話していた。	
	<u>(2) 事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3) 事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4) 「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
45	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和3年12月16日朝、廊下で、女子3人に何かを言われた（気にしていない、無視していたので、内容は聞こえなかった。）。	

	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
46	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和3年12月20日、お昼時間に、電子黒板の前で、FがLと「〇〇（Aの姓）は、ずれてる。」と話していた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
47	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和3年12月21日、登校して教室に入ると女子数人（L、H、M、他のクラスの女子も）と男子数人（J、T、I、U、K、V）が「〇〇」（Aの姓）と言って笑っていた。Iが大きな声で「〇〇」（Aの姓）と言い、笑っていた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
48	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和3年12月21日、WがAに聞こえるように「あいつ、ぜんぜんかんげーねーのにバカくらいよる。」と、大声で言った。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	

49	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年12月23日朝、教室で女子と男子から悪口を言われて落ち込んでいた。「何できたん。」「周りの人ともかかわりたくない。」「〇〇（Aの姓）だってさーいろいろ言ったよねーどんなこと？いろいろまかされたよね。まかされたから。」「なんなん、あいつ。」「〇〇（Aの姓）やないん。」「あいつ、ボケすぎやろ。」「●●って顔みた？」「あぶね、こうやって肌全部削って顔全部つぶして。」Aに聞こえるように話していた。 	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> <ul style="list-style-type: none"> 上記(1)記載の事情 	<u>(3)事実確認ができたこと</u> <ul style="list-style-type: none"> —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> <ul style="list-style-type: none"> — 	
50	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年12月24日、地震を想定した避難訓練のとき、Aが机に隠れたら、離れた席のQから「〇〇（Aの姓）が死んだ。」と言われた。Qの発言を聞いて、I、Tが笑っていた。 	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> <ul style="list-style-type: none"> Qが言った対象がAであること ※聴き取り調査では、Qが何か叫んだことは覚えている、Aのことは言っていないとの発言があった。 	<u>(3)事実確認ができたこと</u> <ul style="list-style-type: none"> Qがふざけて何か叫んだこと ※聴き取り調査では、上記の事情があったことを覚えているという趣旨の発言があった。

	<p>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴き取り調査の内容からすると、Qが叫んだ内容がAに関するものとは断定できない。少なくともAが「当該行為の対象となった」ことを認めるに足りる証拠はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。 ・なお、Aは、ブザー音（警報的なもの）が鳴り、全員が机の下に隠れたタイミングで、移動指示が出るまでの間、担任から、教室内で想定される危険な点について「窓側の方は気を付けてよ。ガラスが割れて刺さるかもしれないから。」「エアコンに近い席の方は気を付けてよ。エアコンが落ちるかもしれないから。」との説明があったところ、その説明が終わった直後に、静かな教室内で、Qが「〇〇（Aの姓）が死んだ。」と発言したと記憶している、静かな教室でQが「叫んだ」ことにより、離れた席のAでも正確に聞き取れたこと、ふざけた発言であり、面白がる生徒が存在していること、Qは「何か」とするなど記憶が曖昧であるのに対し、いじめを受けた側であるAには記憶に残りやすいこと、Aが学校側に被害を申告していたことからすると、Qが「〇〇（Aの姓）が死んだ。」と発言したことは確認できると指摘する。しかし、教員による説明後の静かな教室内で、突然、Qが「〇〇（Aの姓）が死んだ。」と突飛なことを叫んだのであれば、教室内にいた教員及び他の生徒らの印象に強く残るものと思われるが、聴き取り調査をした限りでは、Qが「〇〇（Aの姓）が死んだ。」と叫んだことなど、Aが「当該行為の対象となった」ことを具体的に裏付けるような発言はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。 			
51	<p>(1)当該生徒等が指摘する事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月11日、テストがあり、出席番号順に座るので、AはLの席になった。（Lが）「きたない。」などと大きな声で言った。 <table border="1" data-bbox="304 1464 1332 1599"> <tr> <td data-bbox="304 1464 812 1599"> <p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)記載の事情 </td> <td data-bbox="812 1464 1332 1599"> <p>(3)事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — </td> </tr> </table> <p>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 		<p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)記載の事情 	<p>(3)事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
<p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)記載の事情 	<p>(3)事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 			
52	<p>(1)当該生徒等が指摘する事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月13日頃、Aの体育の補講のことで男子と女子が話している。 			

	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
53	<p><u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年1月13日頃、大声で、Lが「あれくらいの事で普通は先生に言わんくない。」、Mが「(Aが自分達を)いじめたんやけー、(Aが自分達に)謝らないといけんくない。」などを話して盛り上がっていた。 	
	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Lが「あれくらいの事で普通は先生に言わんくない。」と言ったこと 	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Mが「(Aが自分達を)いじめたんやけー、(Aが自分達に)謝らないといけんくない。」と言ったこと <p>※聴き取り調査では、上記の事情があったことを覚えているという趣旨の発言があった。</p>
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aに聞こえる場所で、Aが不快に感じる話をするという「他の児童が行う心理的…な影響を与える行為」があり、また、「当該行為の対象となった」Aが当該行為を指摘して苦痛を訴えており、「心身の苦痛を感じている」と評価できる以上、「いじめ」に該当する行為があったといえる。 	
54	<p><u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年1月15日、帰り際、下駄箱で、Nが「昨日休んだやん。まじでなぐりたかった。」とAに聞こえるように言ってきた。 	
	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	

55	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年2月2日、LがAに聞こえるように、「あいつ、席替えをして孤立する。」と言う。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
56	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年2月2日、Hが「来年、あいつと離れるけーらく。あともうすこしやー。」、Fが「まじ最悪。来年あいつに先生に嘘を言われて怒られるかも。」と言う。R、N、Oが声に出して笑う。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
57	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年2月2日、昼休み、教室で、H、L、M、N、Sの会話。Hが「まじで、あいつ違う人のことを言っとったのに、うちらが怒られた。」と言う。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)のHの発言が、H、L、M、N、Sの会話の中であったこと	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・Hが「まじで、あいつ違う人のことを言っとったのに、うちらが怒られた。」と言ったこと ※聴き取り調査では、上記の事情があったことを覚えているという趣旨の発言があった。

	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aに聞こえる場所で、Aが不快に感じる話をするという「他の児童が行う心理的…な影響を与える行為」があり、また、「当該行為の対象となった」Aが当該行為を指摘して苦痛を訴えており、「心身の苦痛を感じている」と評価できる以上、「いじめ」に該当する行為があったといえる。 	
58	<p><u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年2月7日、朝、遅く教室に入ると、Aのことを教室の皆が話している雰囲気。 	
	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
59	<p><u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年2月10日、朝、教室で、CとBが提出物を忘れた話をしていました。CがBに「〇〇（Aの姓）といると忘れ物が増えちゃうね。」と言った。すると、BがCを説教した。 	
	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 <p>※聴き取り調査では、Bは忘れ物が多く、逆にCは提出物の期限を守っているため、BがCを説教する場面になるわけがないとの発言があった。</p>	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p><u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — <p>・ なお、Aは、BがCに説教をしているのは、提出期限でなく、「〇〇（Aの姓）といると忘れ物が増えちゃうね。」との発言に対してであり、正義感が強いBがCを説教する可能性は十分にある、上記の発言はAといると忘れ物が増えるとして、Aを疎外し、AがB及びCと一緒に居づらくする発言であったと指摘する。しかし、聴き取り調査をした限りでは、上記(1)記載の事情を具体的に裏付けるような発言はなく、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。</p>	

60	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年2月22日1限の自習時間、男子から、何度も「しね。」と言われる。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
61	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年2月22日7限の現代文の時間に、Hが笑いながら「あいつのこと何も言ってないのに。まじで、あいつおもしろい。クラスを超えた人にまで言い広める？言い広めてないのに。」、Sが「あいつ、頭おかしいやろ。」、Nが「まじでおもれー。笑いすぎてお腹が痛い。」と言う。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
62	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年2月24日、朝、教室で、「〇〇（Aの姓）だけ ながる。」と、女子グループ（H、M、L）と男子グループ（Q、F、R）が楽しく話していた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
63	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年2月25日、朝、教室で、Mから「A君がうそいった。」、男子から「殴りたい気持ち。」と言われた。なお、この男子は、Mの近くにいたQ又はFと思われる。	

	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ -
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ -	
64	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年3月3日、朝、教室で、女子が男子に「〇〇（Aの姓）君まじでなぐるん。」と聞いた。その後、男子が「ねねねね 〇〇（Aの姓）。」と言って 殴った音がする。この頃から、いつも（Aと）一緒にいたBが向こうの男子グループに呼ばれた。「〇〇（Aの姓）の味方しよる。」って。以前のように4人（A、B、D、X）で笑いながら楽しく過ごせなくなった。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ -
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ -	
65	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年3月11日、男子女子がAに「転校してくる。転校してきてうるせーんだよ。」とグループで言ってきた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ -
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ -	
66	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年3月18日、朝から男子グループと女子グループが一緒になって、Aのことを話している。今までの中で1番最悪なほど、たくさんの子から、悪口を言われる。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ -

	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u>	
	・ —	
67	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u>	
	・ 令和4年3月18日、先生がいないときは、Aの悪口を男子グループと女子グループが言って盛り上がっている。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u>	<u>(3)事実確認ができたこと</u>
	・ 上記(1)記載の事情	・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u>	
	・ —	
68	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u>	
	・ 令和4年3月18日、朝、担任の先生が教室に来る前に「死んじやいなー〇〇（Aの姓） ぶたれる（打たれる）から。」と録音にはっきりと聞こえた。周りにはいつもの女子たちがいた。Hが言ったと思う。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u>	<u>(3)事実確認ができたこと</u>
	・ 上記(1)記載の事情	・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u>	
	・ — ・ なお、Aは、若い先生に録音を聞いてもらい、問題なく聞こえると言ってもらったこと、母から学校側にAが傷ついたという事実を申告していること、この頃から、腹痛・頭痛・食欲不振・不眠・登校拒否等、心身に不調が生じていることから、事実が確認できると指摘する。しかし、調査部会が録音内容を確認した限りでは、「～じやいな、おっ」との発言はかろうじて聞き取れたものの、あとの発言は聞き取れなかったこと、若い先生が問題なく聞こえると言ったとの事実は確認できなかったこと、生徒らに聴き取り調査をした限りでは、上記(1)記載の事情を具体的に裏付けるような発言はなかったことから、結論としては、「いじめ」を確認することができなかった。	

69	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年3月18日、家庭科室の掃除中、ミシン20台ぐらいを台の上から棚に片付ける作業を皆です。最後の6台ぐらいは、Aの足元に置いてあった。皆は離れた所でおしゃべりをしていた。Aの足元のミシンを棚に片付けないと、皆の所に行かれない。Aは1人で片付けるしかなかった。	
	<u>(2) 事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3) 事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4) 「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
70	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年3月18日、掃除終了後、教室に戻ると、Aの前では、男子グループがAのことを言って盛り上がり笑っていた。Aの後ろでは、女子3人が話していた。Aは無視して読書をしていた。	
	<u>(2) 事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3) 事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4) 「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
71	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年4月8日、Y(テニス部・小中学校が同じ)の席の近くの男女達が「あいつ、いじめよったんやろ。」と言った。Lが嘘のうわさを広めていることがわかった。Aの話題は続き、男子が「なんでにやっとしちよん。」と暴力。■■■■と聴こえる。	
	<u>(2) 事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3) 事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4) 「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	

72	<p>(1)当該生徒等が指摘する事情</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月8日、自分の前方の女子達が「話しかけてほしんやろ。」「話しかけてあげーね。」「絶対に嫌。」と言う。 	
	<p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記(1)記載の事情 	<p>(3)事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> —
	<p>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</p> <ul style="list-style-type: none"> — 	
73	<p>(1) 当該生徒等が指摘する事情</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月8日、着任式後、「●組にギリギリ入った。」とか、悪口をたくさんの人に言われたので、Jが「失点言われしちよったよ。」とか、「頑張ってくれー●●高の星になってくれ。」とAを励ましてくれた。 	
	<p>(2) 事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 「●組にギリギリ入った。」とか、悪口をたくさんの人に言われたこと 	<p>(3) 事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> Jが「失点言われしちよったよ。」とか、「頑張ってくれー●●高の星になってくれ。」とAを励ましてくれたこと <p>※聴き取り調査では、上記の事情があったことを覚えているという趣旨の発言があった。</p>
	<p>(4) 「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</p> <ul style="list-style-type: none"> Jの発言のうち、「頑張ってくれー●●高の星になってくれ。」との発言については、Aが「僕を励ましてくれた。」と受け止めており、「心身の苦痛を感じている」とは評価できない。他方で、「失点言われしちよったよ。」との発言については、この発言をもって「他の児童が行う心理的…な影響を与える行為」があったといえ、JがAに「失点言われしちよったよ。」と伝えることで、「当該行為の対象となった」Aが苦痛を訴えており、「心身の苦痛を感じている」と評価できる以上、「いじめ」に該当する行為があったといえる。 	

74	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年4月8日、体育館から教室移動時には、「死んだんじゃろー〇〇(Aの姓)君。」「なんて気持ち悪い。」とか、マイクのような声の響く感じで「グットモーニング〇〇(Aの姓)君 〇〇〇〇(Aの名・姓)くん あのトイレ休憩と・・・。」と言われた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義(法2条1項)へのあてはめ</u> ・ —	
75	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年4月8日、急に物がトントンとはねてきて当たった。Aは痛くて「痛い。」と言った。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義(法2条1項)へのあてはめ</u> ・ —	
76	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年4月8日、Lが新しいクラスの人(1年時にAと同クラスではなかった人)に、「あいつ、頭が良いから学校は嘘を信じたんよ。」と話していた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義(法2条1項)へのあてはめ</u> ・ —	

77	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年4月8日、終学活が終わる教室の中で、OがZに「Lさんにいじめられとったんよ。」と、話していた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
78	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年4月8日、帰る前にトイレに行く。男子から「〇〇（Aの姓）さん大集合よ。」と言われ、トイレから出ると男子と女子の集団がAを待っていた。下駄箱まで悪口を言われ続けた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
79	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・令和4年4月11日朝、教室に入ったすぐに、女子と男子がはもって「〇〇（Aの姓）が気になってしょうがないことがある。」と言われる。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	

80	<p>(1)当該生徒等が指摘する事情</p> <p>・令和4年4月11日、Aの記憶がないが、男子から何かをされている。男子から「よし、それじゃはじめるぜ。」「〇〇(Aの姓)くんほんまこわい?」「おまえうまいぼーる300本ぐらいなくなるぜ。」「ぼうりよくみたい。」「ちょっと痛い。」「はながたつよ〇〇(Aの姓)がね。」などの発言。その後3分後ぐらいに、Aの席で、ドンとAが殴られて、「なんでそっち行くん。」「やだ一●●〇〇(Aの姓)くんが。」と言って怖がる女子が騒ぎ逃げている。見ている女子は「〇〇〇〇(Aの姓)くんがかわいそうに。」と言っている。Aは、何度も殴られるか蹴られるか(席の横に置いてあるカバンに当たる音が聴こえる。)されている。その後、Aは気を失って寝ている。「ねていかないでよ。ばかもん。」と男子が言う。他の男子がAに近付き「〇〇(Aの姓)おい。」と声をかける。Aは、気が付き起き上がっている。男子は「あいつまじなんなんほんまに。」と発言。</p>	
	<p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <p>・上記(1)記載の事情</p>	<p>(3)事実確認ができたこと</p> <p>・ —</p>
	<p>(4)「いじめ」の定義(法2条1項)へのあてはめ</p> <p>・ —</p>	
81	<p>(1)当該生徒等が指摘する事情</p> <p>・令和4年4月11日、男子が「これが〇〇(Aの姓)くん。こけやすいんよ。ひんしゅく受けるんよ。」と人を侮辱した内容で、Aを誰かに紹介している。女子も「〇〇(Aの姓)くんはね こうさいしたって●●したってひるまったんよ。」と発言。</p>	
	<p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <p>・上記(1)記載の事情</p>	<p>(3)事実確認ができたこと</p> <p>・ —</p>
	<p>(4)「いじめ」の定義(法2条1項)へのあてはめ</p> <p>・ —</p>	
82	<p>(1)当該生徒等が指摘する事情</p> <p>・令和4年4月11日、1年生との対面式が終わり教室にいたら、男子がAの近くに来て「おいおい〇〇(Aの姓)くんよ。」と呼ばれ、「〇〇(Aの姓)くん さいごまで 〇〇(Aの姓)くん あにのつくす さいごまで。」と言う。</p>	

	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
83	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年4月11日、女子から「aーほんとに ぼんごはんぶん？ しぶい 一笑い。」と言っているのので、そこにaがいる。その後、最初に「おいおい。」とAを呼んだ子が「おい b きたよ ○○（Aの姓）くん へたくそ。」と言っている。その後「おーれは、たえきれん。」と男子。「○○（Aの姓）が あかいてんてん。」と女子が言う。その後、男子がAに何かしている。急に担任の先生が来たので、「やばい。」と慌ててのく音。「12日ちょっと仕事行く。」とcに話している。その後、男が「へん○○（Aの姓）へん。」「へんじゃろ。」「かみかみ おとしすぎ。」「いってないけーひどくなーい？」等と言っている。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
84	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年4月12日、朝、登校して教室に着くとすぐに担任の先生が来て、男子と女子と会話をしている。「○○（Aの姓）くん来んでええ。」と、女子生徒が言う。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
85	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年4月12日、男子生徒が「○○（Aの姓）会計、写真すてちよきいよ。」と言う。担任の先生が「あ、ほんとーそうなの？ ごめんねー誰がだしちゃったって いいよるとおもう、おこられないと。」と言う。	

<p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 	<p>(3)事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ -
<p>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ - 	
<p>86</p>	<p>(1)当該生徒等が指摘する事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月12日、担任の先生が朝の職員会議に行った後、すぐに、足音が近づき、「〇〇（Aの姓）。」「ちーうんだ。」 [redacted] [redacted] 「さいごまでさいごまで。」女子はLを呼ぶ。「●●ーヤバイ。」と。「ほんとやー。」 [redacted] [redacted] と女子の発言。「きょうは、いっちゃん。」「車やろ 車やけーいっちゃん。」と男子達が言う。その後、「いったって しゃしんにばしゃって。」と男子。「〇〇（Aの姓）君 わすれた。」「〇〇（Aの姓）くん そうそう わすれるんやろ。」と女子たちが言う。その後も [redacted] [redacted] 女子が「だいじょうぶ？やられちようよー。」「けっこう 〇〇（Aの姓）くん だいじょうぶ。」「ないとんかー。」「ないとんほんま。」「やめちよければれる。」「bだけー。」このときも、椅子の引きずる音、ドンパチン等の音が聴こえる。 [redacted] いじめは、Aを苦しめた。クラスの中で皆が居る時間。約15分間いじめを受けていた。 <p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 <p>(3)事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ - <p>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ -
<p>87</p>	<p>(1)当該生徒等が指摘する事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月12日、2限目の数学Bの授業の前の休憩時間に、男子と女子がAに脅し、暴力をしている音声。「よあそびすごすぎる 〇〇（Aの姓）くん。」と女子が言う。「まじ 〇〇（Aの姓）にはたえられん。」と男子が言う。「●●ちゃん えらすぎ。」と女子が言う。「あんして あん。」「まちがえたってー。」「さんかいじゃけーさー●●。」「〇〇（Aの姓）くん ねんねじゃろ。」「〇〇（Aの姓）のちは ちぎれーんいうんか。」とY?c?が言った。その後に、女子2人が「つるぎっとんすれば？」「なんでやらんのん。」と男子に声をかけている。その後ドンバンと音。「これうったー。」ドンバン「あ、いた。」（吐息のように小声）

	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
88	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年4月12日、数学Bが終わった休憩時間、教室の少し離れたところの女子と男子がAの話題をして、「といれでやるん。」等言っている。その後ドンドンと殴っている音。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
89	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年4月12日、地理の教室につくと、男子と女子から嫌な言葉「ばんつは かわいい。」「すごい いいすがた ちんどりきゅうけいした?」「おい、みせろよ。」等と言われる。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
90	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年4月12日、お昼休みに、トイレに行く。「〇〇（Aの姓）くん急にしばかれるん。」と脅される。男子グループから。その後、教室までの廊下で、女子から怖い言葉「人からさーしたがう。あのこーす めっちやいやじゃん。」と大きな声でAに向かって言っている。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —

	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u>	
	・ —	
91	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u>	
	<p>・令和4年4月12日、「うっせーんだよー〇〇（Aの姓）の いきることとか。」その後、Aに近づき「しらけてどーでもええわー。」と男子が言ったのに、担任の先生は注意をしない。その後も「〇〇（Aの姓）がどうにかなるらくちーん 〇〇（Aの姓）くん くさられてるんだよ くそちくいなげ。」「〇、〇、〇〇（Aの姓）ぜい 〇〇ぜい ぶちいや。」と男子から言われた。その後、すぐに、長い時間、男女から嫌がらせや暴力を受けた。廊下でも悪口を言われ、教室でも悪口を言われ、●組になったことで悪口を言われ、女子から「私達、それで落ちたんよ。」とグループで言われ、その後、男子グループの中で暴力、暴言をされ、大人数でAの悪口を言う。</p>	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u>	<u>(3)事実確認ができたこと</u>
	・ 上記(1)記載の事情	・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u>	
	・ —	
92	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u>	
	<p>・令和4年4月12日、担任の先生は、昼休みの教室にいる。「さんかいたのんで できんひとはだれじゃー。」と担任の先生が言い、女子生徒が「〇〇（Aの姓）くん。」と言っている。「〇ーくん。」と言った後、すぐにガチャンと物をぶつけたような音。それも注意するべきなのに、担任の先生は「〇ー〇ー。」と言っただけなので、生徒達は「〇ー〇ーかね？」と笑って過ごしている。担任の先生が「3階多もくは隣。」と言った後、男子生徒が「くつわくが ぬすんでるといふんかー。」と怒鳴って椅子などを投げた音。その後担任の先生は「となりだとおもう おねがい 〇〇（Aの名）くん。」と言っている。</p>	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u>	<u>(3)事実確認ができたこと</u>
	・ 上記(1)記載の事情	・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u>	
	・ —	

93	<p>(1)当該生徒等が指摘する事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月12日、男子が [REDACTED] と 言う。Aは逃げたが、すぐに捕まる。「いまわるな～ちゃ。」と男子が言 って、周りの子が大笑いしている。その後、男子に「いたくなるん ○○ (Aの姓)。」「○○ (Aの姓) くん に一とって 何がよかったん?ド カッなにがよかったんか。」と、その会話の直後に「うすにら一●●。」 と担任の先生の声。「はんぶん がちじゃな。」「○○ (Aの姓) くんだけ くそって むかってなぐろ一。」と暴力。女子から「うそつき。」と 言われる。
<p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)記載の事情 	<p>(3)事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
<p>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
94	<p>(1)当該生徒等が指摘する事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月12日、6限目の生物の授業は生物室。男子からなにかされ、女子が [REDACTED] [REDACTED] 其の後も、「○○ (Aの姓) だけなぐるん。」 「ちぎれいち ぼうりよく。」「ぼうりよくかかった。」「続けて やっ ていいんか。」と男子。「大丈夫です。」と女子が返事をしている。
<p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)記載の事情 	<p>(3)事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
<p>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
95	<p>(1)当該生徒等が指摘する事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月12日、下校間際に「あしたは こんで。」と女子が言う。 その後、2人の男子が「いじめさいこー。」「いじめさいこー。」とハッ キリ言う。1日に何回も、暴力と暴言を受けている。
<p>(2)事実確認ができなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)記載の事情 	<p>(3)事実確認ができたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —

	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
96	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年4月13日、休み時間、女子2人がAに聞こえるようにAの方を見て「あの人、言われた内容、一語一句間違いなく完璧に先生に言っている。たぶん、録音しているんよ。」「じゃあ、今も私達の声が入っているって事？」と話していた。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
97	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年4月13日、1時間目が終わってトイレに行く。トイレで叫び声と、「うー。」と言う。誰かが殴られている。教室に帰り、女子が「〇〇（Aの姓） どうなん なるん。」と会話。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
98	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年4月13日、2限目の世界史が終わってから、女子と男子が、Aの近くで「〇〇（Aの姓） さいあく、だってさー。」「あしたって いっぱい〇〇（Aの姓） くんにあたりそうじゃのー。」「A くそっ。」「数分で終わる。」「おわって 〇〇（Aの姓） くん おわって。」「〇〇（Aの姓） くん すわって。」「〇〇（Aの姓） くん まって 7ふん こもてばー。」そして、教室にいない人まで「がたん 私を よんだ。」と言って来た。男子は「あー。」と笑う。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —

	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
99	<u>(1) 当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年4月19日朝、教室で女子が機嫌が悪く「もーまじでだるかった もーあかちゃん めっちゃ●●ふるんよ ○○（Aの姓）が。」と意味が分からないことを言う。その後、男子から、「○○（Aの姓） おうかがい。」と言って、それから暴力の音が聴こえる。Aは、ハフッ 吐き出す。「○○（Aの名） かんじたべて。」「ごみやん。」「●●はい あーんして。」と言われる。「調子がわるいけーいんしゅうんてん。」「決まって●● おいつめられて。」「いやーそう やらかして。」「ぶっちゃあけのそーす いんすとらいん 頭打ちよー。」と嫌な言葉を言われる。暴力グループにd君がいる。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
100	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年4月19日、2限目の終わりに、男子2人の言い合いがあり「●●うったひとが なにいいよるん。」「ひとに いきなり ぼうりよくふるってええんか。」、その周りにいた人が「そのねた、○○（Aの姓）じゃないん。」と言っている。「a、a君は暴力をふるってはいけない。」と男子から言われている。	
	<u>(2)事実確認ができなかったこと</u> ・ 上記(1)記載の事情	<u>(3)事実確認ができたこと</u> ・ —
	<u>(4)「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u> ・ —	
101	<u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u> ・ 令和4年4月19日、3限目のコミュニケーション英語のとき、テストが返ってきた。cがAの点数を実際より悪く言った。	

	<p>(2) <u>事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 	<p>(3) <u>事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p>(4) <u>「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
102	<p>(1) <u>当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月19日、課外授業が終わって、教室で、「〇〇（Aの姓）かんぺき、にどとくんな、にし(必死)。」と、男子から言われた。 	
	<p>(2) <u>事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<p>(3) <u>事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「〇〇（Aの姓）かんぺき にどとくんな にし」との発言 ※当該生徒等から提出された録音データ上、この発言については、聞き取ることができた。
	<p>(4) <u>「いじめ」の定義（法2条1項）へのあてはめ</u></p> <p>・ まず、「〇〇（Aの姓）かんぺき にどとくんな にし」という「他の児童が行う心理的…な影響を与える行為」は確認できる。また、「かんぺき」の趣旨が必ずしも判然としないものの、Aの姓を発言した後に「にどとくんな」との発言が続くことから、内容的に、Aに対する発言である可能性があること（ただし、「にどとくんな」の対象がAではなく、例えば、その後に発言した「にし」（の作成当番日）である可能性も否定できないようにも思われる。）を踏まえ、Aが「当該行為の対象となった」と扱ったこととした。Aが当該行為を指摘して苦痛を訴えており、「心身の苦痛を感じている」と考えられることから、結論としては、「いじめ」に該当する行為があったといえる。</p>	
103	<p>(1) <u>当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月19日5限の前、他のクラスの前で、eとfが2人でAに「すみません。」と言った。 	

	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 <p>※聴き取り調査では、e、fはAと同じ姓の女子(別クラス)のことを「○○」(Aの姓)と呼んでいた、Aからすると、自分のことを言われたのかと勘違いしたかもしれないとの発言があった。</p>	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p><u>(4)「いじめ」の定義(法2条1項)へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
104	<p><u>(1)当該生徒等が指摘する事情</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年5月17日、テストが終わる。職員トイレから出たら、S達と出会う。「あいつ、ここ使っちゃいけないやろ。」と大声で言われる。自分の部屋に戻っても、まだ笑い声が聞こえていた。 	
	<p><u>(2)事実確認ができなかったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)記載の事情 	<p><u>(3)事実確認ができたこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p><u>(4)「いじめ」の定義(法2条1項)へのあてはめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	

第4 学校対応の問題について

1 はじめに

今回、調査を行った結果、本事案が重大事態に至った背景には、学校対応の問題があると考えられた。加えて、クラス集団における課題も考えられたが、そこには学級運営の問題が推測された。

そこで、以下では、聴き取り調査等により確認できた事情⁹を前提として、当該校が踏まえるべき方針やマニュアル、平成31年2月5日付けで提出された山口県内の県立高等学校における重大事態に関する調査報告書、いじめに関する学術論文（以下の参考資料①～⑦）を踏まえながら、いじめ発覚以前からの学級運営の問題をも含めた学校対応の問題を示すこととする。

なお、以下の⑤では、（教職員からの）「いじめに類する行為」との概念が提示されているが、法律上の根拠がない概念であること、学校対応の問題に含まれるものと考えられることから、本報告書では、この概念を用いないこととした。

【参考資料】

- ① 「当該校いじめ防止基本方針」（以下「当該校方針」という。）
- ② 「山口県いじめ防止基本方針」（平成29年12月改定、以下「県方針」という。）¹⁰
- ③ 山口県教育委員会「問題行動等対応マニュアル」（平成28年3月版、以下「県マニュアル」という。）¹¹
- ④ 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科部科学大臣決定（最終改訂 平成29年3月14日）、以下「文科省方針」という。）¹²
- ⑤ 「いじめに係る重大事態に関する調査の結果についての報告 概要版」（平成31年2月5日山口県いじめ調査検証委員会、以下「県報告」という。）

13

⁹ 当該生徒等が指摘する諸事情を踏まえて、聴き取り調査を実施し、当該校や県教委が提出した資料を確認したが、保健体育科教員の「あれ、A、2回目じゃん。何で答えたの。2回目ですって言わないと。」、スクールカウンセラーの「女子4人に罰を与えると、女子の仲間が多いと、Aが、その仲間から報復を受けるのではないか。」、生徒課長の「人の口を塞ぐことができない。」「女子の涙には弱い。」との発言等、確認ができない事情もあった。なお、当該生徒等が指摘する諸事情のうち、確認ができなかった事情については、これらの事情が実際になかったと断定するものではなく、あくまで事実確認ができなかったというものにすぎない。

¹⁰ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/77958.pdf>

¹¹ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/77977.pdf>

¹² https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf

¹³ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/18247.pdf>

- ⑥ 日野陽平・林尚示・佐野秀樹（2019）「いじめの心理学的・社会的要因と予防方法—先行研究のレビューと政策・実践・研究への提言—」（東京学芸大学紀要 総合教育科学系 I 70：131-158，2019．以下「日野ら（2019）」という。）¹⁴
- ⑦ 下田芳幸（2014）「日本の小中学生を対象としたいじめに関する心理学的研究の動向」（富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要 教育実践研究 No. 8：23-37、以下「下田（2014）」という。）¹⁵

2 初期対応の問題

当該校方針2頁では、いじめの早期発見・早期対応として、「いじめの発見・通報を受けた場合や生徒から相談を受けた場合、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込んだり、または『対応不要』であると個人で判断せず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげ、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。」とされている。この「いじめ対策委員会」の構成メンバーは、「管理職、保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、生徒課長、保健体育課長、校内コーディネーター、学年主任、養護教諭 ※ 必要に応じ、外部専門家と連携・協働する体制を構築したり、緊急を要する場合は、管理職、生徒課長、関係の教員で対応を協議する場合もある。」（同3頁）とされている。

県方針40頁では、「児童生徒からいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があったときに、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は『報告・相談しても何もしてくれない』と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。」とされている。

県マニュアル・事例別マニュアル33頁（いじめ対応-3）では、いじめの初期対応として、「通報者の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細内容について聴き取る。」「管理職（校長・教頭）・生徒指導主任・学年主任等への連絡」「いじめ対策委員会（生徒指導部会等）の開催」「当事者・周囲からの聴取」などと示されている。特に「当事者・周囲からの聴取」により、「学校として『ゆるぎない事実』を把握する。」とされている。

文科省方針7頁では、いじめの早期発見として、「大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。」とされている。

¹⁴ <https://www.edu.u-toyama.ac.jp/cerp/bulletin/bulletin2013/04shimoda.pdf>

¹⁵ <https://www.edu.u-toyama.ac.jp/cerp/bulletin/bulletin2013/04shimoda.pdf>

(1) 対応体制について

本事案では、聴き取り調査の結果、当該生徒等からのいじめの訴えに当初対応したのは校長、担任、学年主任の3名であったこと、生徒課長がいじめ対応に関与するようになったのは途中からであったこと¹⁶、1年次に開催されたいじめ対策委員会の会議のうち第4回以降の会議には教育相談担当教員が出席していなかったことが確認された。

前述のとおり、緊急を要する場合であっても、いじめ対策委員会の最低限の人員として「管理職、生徒課長、関係の教員で対応を協議」（当該校方針3頁）すべきとされていることを考えると、本事案では、通常はいじめの初期対応が行われていなかったと言わざるを得ない。その背景として、当該校では、いじめが発覚した初期段階から組織的対応をすべきといういじめの初期対応に関する基本的な認識が乏しかった可能性が考えられる。

(2) 聴き取り調査のタイミングについて

今回の調査では、「すぐ聴き取りをしなかったのは地固めをしていたため。」「聴き取りはすぐには当該生徒にはしてない。」「相手にも聞こうともならなかった。」「担任が断定的にこんなことがあったのかと聞いてしまった。」「（生徒課長が生徒の）聴き取りに入らなかったのは確定的な証拠がなかったから。」との発言があった。

しかし、いじめの初期対応では、確定的な証拠があってから初めて聴き取りをするのではなく、できる限り早期に双方や周囲から聴き取りを行い、状況を把握すべきである。「いじめは外からは見えにくい」（当該校方針5頁）からこそ、いじめの訴えがあった直後の段階で、可能な限り周囲の生徒に早々に聴き取りを行うべきと考えられる。その上で、授業を担当する教員らに状況を周知する、休み時間の見守りを行う、当該生徒に了解を得た上で周囲の生徒に気にかけてもらうよう協力を依頼する、加害とされる生徒には断定的に聴き取りを行うのではなく、複数の教職員が多面的に関わりながら話を聞いていくなど、様々な方法で適切に対応していく必要がある。

(3) 初期の段階における言動や見立てについて

本事案では、初期の段階から、SCが当該生徒等と面談をするなどして関わっていたところ、SCについて、聴き取り調査では、「SCの見立てを聞いたところ、支援計画があり過敏なのでトレーニングをするというスタンス。」「学

¹⁶ 後掲113頁「本事案に関するいじめ対策委員会の開催状況」では、生徒課長がいじめ対策委員会の各会議に毎回出席したことになっている。しかし、当該校から当初提出された資料や聴き取り調査の結果を踏まえると、生徒課長は、その第1回から第3回までの各会議において、出席した形になっていたとしても、実質的には、情報を共有するだけに止まっており、協議や具体的な対応には関与していなかったことがうかがわれる。

校としては、SCから当該生徒の話を聞いていこうと思っていたが、SCは(当該生徒が)トレーニングをする必要があると言った。その結果、学校もいじめのサポートではなく、(当該生徒の)もともとの困難の方に介入する方向となった。」との発言があった。また、このSCが当該生徒に対し「雑音に対してイヤホンをつけたら。」「女子は当該生徒のことが好きで(興味があって)やっているのではないか。」と述べ、アサーショントレーニングを勧めたことも判明した。

「『いじめに負けるな』『立ち向かっていけ』などの叱咤激励は、逆に本人の自信を失わせる可能性があるため、避けなければならない。」(県方針41頁以下)、「『いじめられる側にも問題がある。』という考えをもってはならず、いじめられている児童生徒・保護者の心情に寄り添った対応を行う。」(県マニュアル・事例別マニュアル31頁(いじめ対応-1))、「いじめは、あくまでもいじめる側の人権意識や規範意識の低さ、人間的未熟さに起因する問題である。いじめられる子に何らかの問題があったとしても、いじめてよいことには断じてならない。もし、その子に課題があれば、何も問題のない日常生活の中で、あるいは、いじめの傷が完全に癒えた段階で、優しく助言すればよいことである。」(同40頁(いじめ対応-10))とされている。今回のSCの発言や見立ては、いじめを訴えた当該生徒の要因に注目させるものであり、初期の段階から、当該校がこのような発言や見立てを踏まえた方針に基づき対応したことにより、結果として、当該生徒をさらに追い込んでしまった可能性も否定できない。

教員のみならず、児童生徒に関わる全ての職員が、いじめの初期対応を十分に理解し、児童生徒の視点に立った言動や見立てを行わなければならない。

3 限定的な情報共有

当該校方針2頁・6頁や県方針40頁では、いじめの早期対応について、全校体制で解決に向けて取り組むことが示されている。また、県マニュアル・事例別マニュアル31頁(いじめ対応-1)でも、「学校全体で組織的に対応する」とされている。

当該校においては、担任と学年主任との間では、本事案に限らず、生徒に関する情報共有が定期的になされていたようである。しかし、当該生徒が出席する授業を担当していた他の教員からは、本事案について、「当該クラスと聞いていなかった。」「職員会議で知った。」「細かな情報の共有はなかった。」「全く分からない。」「上の人がやっている感じ。」「情報共有ができていなかった。」などの発言があった。これらの発言からは、日々授業等で当該生徒に関わっていた教員に必要な情報が伝わっていなかったことがうかがわれる。そのため、教員が共通認識を持って当該生徒や他の生徒に関わり、クラスの状況を注視するとい

うことができていると考えられる。上記のような発言があった背景には、前述のとおり、当初から校長を含む数名で対応しており、全校体制による組織的対応が行われておらず、そのため、全教職員に方針や必要な情報が伝わっていない可能性が考えられる。

担任以外の教員からは、「(当該生徒が)他人の様子を気にする感じではあった。」「当該生徒が(他の生徒を)気にしている様子があった。」などの発言があり、何らかの違和感を感じていた教員もいたようであるが、このような違和感が他の教員と共有されていた形跡はうかがえず、情報共有が十分ではなかったと考えられる。また、前述のとおり、当該校は、本事案について、当初は校長と担任、学年主任という実質3名で対応しており、少なくとも初期の段階では、本事案を全校体制で組織的に解決に取り組むべきいじめ事案と受け止めていなかったことがうかがわれる。当該生徒等から初めていじめの訴えがあった令和3年10月頃の時点で、既に「管理職案件になったと感じた。」「学年全体で共有はなかった。」などと述べていた教員もあり、担任や学年主任以外の教員が本事案への関わりづらさを感じていたこともうかがわれた。情報共有が十分でなかった背景には、このような関わりづらさも影響していたと考えられる。

以上のとおり、本事案では、当該生徒からいじめの訴えがあった初期の段階で、全教員が当該生徒を見守る態勢になっておらず、授業等で当該生徒に関わる教員でさえも十分に情報を得られない状況であった。このような状況では、当該生徒が安心して学校生活を送ることは難しかったのではないかとと思われる。

なお、当該生徒が2年生に進級した令和4年度の状況については、「組織的に早い対応をするという印象。」「教育相談についてもすべての情報が集約されていたと思う。」「出欠席まで2年の先生から伝わる。」「2年新学期は学年主任がいつも廊下にいらっしやった。」などの発言があり、組織的に対応されていたことがうかがえた。しかし、同年4月頃の時点で、初めていじめの訴えがあったから既に約6か月が経過しており、この時点で組織的対応がなされるようになったとしても、当該生徒が安心することは難しかったように思われる。今回情報共有が十分でなかった要因として、当初の段階では、少数の教職員のみで対応しようとしており、全校体制で対応するという意識が欠けていたこと、また、少数で対応したが故に、全教職員から情報を収集し、その情報を全教職員に提供する余裕がなかったことが考えられる。「全校体制でいじめの解決に向けて取り組む」(当該校方針2頁)ということ、決して疎かにすべきではない。

4 事態の重大さを理解しない場当たりの対応

当該校は、令和3年12月3日の時点で、当該生徒が病院で受診し、薬を処方されていたことを把握している。また、当該校が令和4年1月21日付けで作成した災害報告書には、当該生徒の疾病の種類として「心身に対する負担の累積に

起因 [] との記載がある。令和3年10月25日にいじめの訴えがあった後、未だいじめが解消されていない状況で、当該生徒が [] に罹患したことを把握したのであれば、その時点で、いじめの「重大事態」（法28条1項1号）に当たる可能性を考え、「重大事態」として調査することを検討すべきだったのではなかろうか。また、県教委は、令和3年11月1日以降、当該生徒の母から度々電話を受けており、当該校から [] との記載がある令和4年1月21日付け災害報告書の提出を受けていたのだから、その立場¹⁷を踏まえ、学校に対する事実確認や県教委内の情報共有をよりスムーズに行い、「重大事態」として調査を実施することについて、時機を逃さず速やかに、学校に助言してよかったようにも思われる。

さらに、当該校では、本事案について、次頁の表のとおり、令和3年12月14日から令和4年4月26日までの間、いじめ対策委員会が開催されていない。この間、関係する教職員間での情報共有は行われていたようであるが、その情報共有の記録は残っていない。一方で、保護者や支援者がたびたび来校し、電話をしていた記録は残っている。つまり、当該校は、この間も、いじめ対応として、当該生徒等とやりとりをしているが、それは、いじめ対策委員会での情報共有や検討を経たものではなく、その都度の場当たりの対応になっていた可能性も否定できない（なお、いじめ対策委員会の会議を開催していないことの原因として、1年次の校長からは、「コロナの関係もあるが、繁忙期のため開催は難しかった。」との説明がなされている。ただ、より根本的な原因としては、全校体制による組織的な対応をしていなかったため、一部の教職員に過度な負担がかかってしまい、「学校として情報共有を基に、『いじめ対策委員会』を中核として、全校体制でいじめ解決に向けた取組を行う。」（県方針40頁）ことができない状況に陥っていたのではないかと思われる。）。加えて、本事案の聴き取り調査では、1年次の当該校長が、当該生徒の保護者からの電話を受け、トラブルはどこにでもあるという意味で、「いじめがあったらいけないんですか。」という趣旨の発言をしたかもしれないこと、その後謝罪はしていることが確認された。

以上の背景としては、前述の「2 初期対応の問題」や「3 限定的な情報共有」が尾を引き、校長を含む少数の教職員で本事案に対応することとなり、一部の教職員に過度な負担がかかってしまったため、「学校として情報共有を基に、『いじめ対策委員会』を中核として、全校体制でいじめ解決に向けた取組を行う。」ことができない状況に陥ってしまった可能性が考えられる。その結果として、いじめ解決に向けた取組の中核となるべきいじめ対策委員会すら開催できず、教職員間の情報共有の記録も残せない状況に至ってしまい、ひいては、適切とは言えない言動にもつながってしまったのではないかと思われる。

¹⁷ 教育委員会は、「教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。」（地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条5号）について、「管理し、及び執行する。」（同条）とされている。

本事案に関するいじめ対策委員会の開催状況（※当該校提出資料による）

回／日付	出席者	内容
第1回 R3. 10. 26	校長、教頭、年次主任、担任、生徒課長、教育相談担当	当該生徒等からの訴えを受けて、情報共有、いじめとして認知、翌日朝SHRで、担任からクラス全体に話をする
第2回 R3. 11. 5	校長、教頭、年次主任、担任、生徒課長、教育相談担当	情報共有、SCの見立てが示される、具体的に名前が出ている女子3人に聴き取りを行う
第3回 R3. 11. 15	校長、教頭、生徒課長、教育相談担当	情報共有、当該生徒からの席替えの要望を受けて、席替えの方向で対応する
第4回 R3. 11. 25	校長、教頭、生徒課長、年次主任、担任	情報共有、教員同席のもと当該生徒等と3人の女子が直接話す場の設定、ボイスレコーダーによる録音に対する対応検討
第5回 R3. 12. 13	校長、教頭、生徒課長他3人、年次主任、担任	情報共有、当該生徒からも直接聞き取ることになった
第6回 R4. 4. 27	校長、教頭、生徒課長、保健体育課長、教育相談室長、各年次の主任（2年次主任は当該生徒在籍クラスの正担任）、教育相談担当	昨年末からの動きの説明、今年度の状況と学校としての対応を検討
第7回 R4. 5. 24	校長、教頭、生徒課長、保健体育課長、教育相談室長、各年次の主任、教育相談担当、学校運営協議会委員、SC	前回委員会後の流れの説明、当該生徒が「うつ病」と診断され、その欠席が続いている状況に鑑み、重大事態と認定、当該生徒の学校生活のサポートを検討

5 外部の専門家や関係機関との積極的な連携

当該校方針2頁では、「いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。」とされている。また、県方針40頁では、必要に応じて「外部専門家との連携を図る。」とされている。県マニュアル・事例別マニュアル31頁（いじめ対応-1）では、「困難事案については、学校だけで問題を抱えこまず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と早期に連携す

る。」とされている。文科省方針8頁では、いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の「指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察，児童相談所，医療機関，法務局等の人権擁護機関，都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要」とされている。

本事案においては、当該生徒等が公認心理師等の既知の外部専門家をたびたび訪ねていること、これらの専門家から当該校に文書の提出や報告がなされていることから、当該校がこれらの専門家に協力を申し出ていれば、当該生徒のために協力が得られた可能性もあったと考えられる。仮に外部専門家の協力が得られていれば、当該校としては、教員以外の視点から当該生徒の状況や心情が理解でき、よりよい対応ができていたように思われる。また、当該生徒等としても、これまで関わりがあった外部専門家らと当該校が協働していじめに対応してくれていれば、当該校で安心して過ごすことができていたかもしれない。

学校は、自校内の教職員だけで対応することを最善とせず、初期対応の段階から、校外の様々な専門職や関係機関と積極的に連携し、複眼的な視点から会議を行い、方針を検討すべきである。

なお、当該生徒等は、当該校が警察と連携を取っていれば、いじめとされる発言はなかったはずであり、いじめ問題を解決できていた可能性がある、当該校は警察の介入・連携を2回に渡り断ったか、又は十分な連携が取れていなかった、警察と連携を取らなかったことにより、その後のいじめ問題に多大な影響を及ぼしているなどと指摘する。本事案では、当該校が警察の介入・連携を断ったとの事実は確認できなかったが、「学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められること。」「学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校・警察連絡員等）に相談・通報すること。」（令和5年2月7日文科省初等中等教育局長「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」2頁以下）は、改めて留意されるべきである。

6 教職員の配慮不足

「児童生徒は、教師の言動をモデリングしたり価値観に影響を受けたりするため、上記のような不適切な言動は児童生徒のいじめ加害行動の要因となるのである。」（日野ら（2019）136頁）とされている。当該生徒等が指摘する諸

事情を踏まえて、聴き取り調査を実施した結果、本事案では、教職員の言動¹⁸について課題があるように考えられた。

例えば、ある授業では、教員から、当該生徒と別の女子生徒が結婚したと仮定して説明があったことが確認できた。しかし、例え話であっても、突然、自分が他のクラスメイトと結婚するといった話をされることは、当該生徒に限らず、多感な時期にある生徒に負担を感じさせるものであり、ストレス要因になると考えられる。教員が授業中にクラスメイトとの結婚といった例え話を用いることは、厳に慎むべきであろう。

また、前述のとおり、「令和3年10月20日、保健の授業で、Aが当てられた際に、間違えて■■■■と答えて、笑いが起きた。【no.7】」、「令和3年10月29日、現代国語の授業で、Aが音読した際に、『運動場』を『うんどうば』と発言し、一部の人から笑われた。【no.11】」ことについて、「いじめ」が確認されている。

生徒に対する聴き取り調査では、「嫌な笑いではなかった。」「覚えていない。」との発言もあった一方で、「最初に男子が笑い出し、その後、全員で笑った。」「自分が笑われたらいやだろうと後で思った。」「授業が終わっても笑っている人（誰かは覚えていない）がいたので、やりすぎだと思った。」などの発言もあった。少なくとも、当該生徒はこれらの場面について苦痛を訴えており、ストレス要因になったと考えられる。生徒が発表をした際にクラスの多くの生徒から笑われたような場合には、一見、その生徒が気にしていないように見えたとしても、内心で傷ついている可能性が十分考えられる。このような場合には、授業の後などに、教員がその生徒に「大丈夫？」と一言声をかけるなどの対応をすることが望ましいように思われる（クラスメイトからの笑いについては、後掲の「9 クラスにおける共感性や規範意識の醸成」と関連すると考えられる。）。

7 当該生徒等の視点に立った寄り添った対応

県方針40頁では、「児童生徒からいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があったときに、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は『報告・相談しても何もしてくれない』と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。」とされている。

本事案においては、当該生徒の母が令和3年10月25日夕刻に「当該生徒がクラスメイトから笑われた、自分のことをひそひそ話されているようで居づらいつ感じている。」と連絡しているところ、この連絡がいじめに係る最初の訴えと

¹⁸ ここでは、聴き取り調査等により確認することができた教職員の言動のみについて指摘することとする。ただし、前述のとおり、当該生徒等が指摘する諸事情のうち、確認ができなかった事情については、これらの事情が実際になかったと断定するものではなく、あくまで事実確認ができなかったというものにすぎない。

考えられる。これに対し、当該校は、同月26日放課後に、担任が当該生徒本人から話を聞くとともに、学校いじめ対策委員会を開催して本事案をいじめ事案として認知し、同月27日朝のSHRでは、担任が人権尊重について話をする、という形で対応している。しかし、抽象的に人権尊重の話をするだけでは、他の生徒達が、笑われたり、ひそひそ話をされたりすることで苦痛を感じる場合があることは理解し難いように思われる。当該校の対応は、当該生徒等の視点に立った「具体的な行動」とは言い難いように思われる。

また、当該校方針6頁では、「明らかないじめだけでなく、ささいな兆候や懸念、生徒から相談を受けた場合、担当教職員は抱え込まずに、また対応不要であると個人で判断せず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。」とされている。しかし、本事案の聴き取り調査の中では、「先生は味方ではなく（いじめを）認めてくれない時期もあった。」「先生方は毎回言うことが変わる。」との発言や、教職員から「しばらく対応していたが保護者からあれもあるこれもあるという話になって学年全体で対応しないといけなくなった。」「学年全体でも対応については確認できていない。」などの発言があった。

県マニュアル・事例別マニュアル34頁（いじめ対応-4）では、いじめの初期・中期対応の被害児童生徒の保護者への対応として、学校でいじめを把握した場合は子どもが保護者に話す前に学校から電話による概要説明をすること、担任と管理職等複数で家庭訪問を実施することが求められている。保護者がいじめを訴えた際には、実際にいじめに当たる事情があるか否かに関わらず、その心情を考え、可能な限り即日、仮に即日が難しくともその翌日には、教職員が家庭訪問を行う、保護者に来校してもらうなどして、保護者と顔を合わせて直接話をするのが望ましいと考えられる。本事案では、令和3年11月2日に当該生徒及び母が来校するまでの間、教職員と保護者が直接顔を合わせて話をした形跡はうかがえず、望ましい対応ができていなかったと考えられる。

このような状況では、当該生徒等は、学校が自分に寄り添って対応してくれているとは感じにくいように思われる。一般に、生徒や保護者は、学校にいじめを訴えたときに、学校が寄り添って対応してくれなければ、安心して学校に対応を委ねることができず、学校に対する不信感から、結果として、いじめ事案の解決が困難になってしまう可能性がある。いじめの対応において、学校には、いじめを訴える生徒や保護者に寄り添う姿勢は不可欠と考えられる。

なお、教職員から「当該生徒の辛い気持ちに寄り添うことができなかったのは、事実確認を優先しすぎてしまったかもしれない。」という発言があった。いじめ対応においては、いじめの有無に関する事実確認もちろん重要であるが、いじめにおける対応は、いじめがあったかなかったかの事実確認以上に、いじめ被害を訴える児童生徒の辛さに寄り添い、学校で安心安全に過ごすことができるよう心を砕くことが重要である。

また、いじめそのものへの対応ではないが、本事案では、当該生徒の保護者が当該校に依頼した、スポ振（（独）日本スポーツ振興センター）に対する災害共済給付金支払請求の手続きが滞り、下表のとおり、その処理におよそ5か月の期間を要しているところ、この処理の遅延も、当該校に対する不信感を助長する一因となってしまったように思われる。特に、令和3年10月25日以来、本事案に関して学校とやりとりをしてきた当該生徒等にとっては、自分達が提出した書類の処理に時間がかかったことは、通常の生徒や保護者以上に、自分たちの辛さを理解してもらえていないのではないかという気持ち、ひいては、当該校への不信感をさらに募らせる結果になってしまったように思われる。

スポ振に係る書類のやり取りの経緯

時 期	内 容
R4. 1. 11 頃	当該生徒等が、スポ振に対する災害救済給付金支払請求の手続を当該校に要望
R4. 1. 21	当該校が県教委に災害報告書を提出
R4. 2. 9	県教委からスポ振に災害救済給付金支払請求（医療費支払請求書（12月分）を提出） ※県教委の処理上、毎月10日頃に他の請求とまとめてスポ振に申請している。
R4. 2. 24	スポ振から県教委に電話照会、県教委から当該校に連絡 →当該校から当該生徒の保護者に連絡
R4. 3. 4	スポ振からの照会書面（R4. 2. 24 付け）を県教委が受領 →当該校に送付
R4. 4 末頃 ～R4. 5. 10	R4. 4 末頃に当該校が災害報告書を改めて県教委に提出し、その後、修正を経て、R4. 5. 10 に災害報告書の確定版を県教委に提出

8 適切な対応ができていなかったことによる状況の悪化

前述のとおり、本事案では、他の生徒達が当該生徒に聞こえるところで下記の発言をしたことが「いじめ」とされた。

記

- 令和3年11月16日、3・4限の音楽の時間、Mが学校を休もうとしたら親に止められた、休んだらAに負けた気がする、Hが親に「休んだら、それを認めたことになる。」と言われたと、それぞれ話していた。【no.23】
- 令和3年11月24日、7限の体育終了後、Lが「また先生に呼び出された。めんどくさーまじで、あいつなんなん。」と言った。【no.33】

- 令和4年1月13日、Mが「(Aが自分達を) いじめたんやけー、(Aが自分達に) 謝らないといけんくない。」と言った。【no.53】
- 令和4年2月2日、昼休み、教室で、Hが「まじで、あいつと違う人のことを言っとったのに、うちらが怒られた。」と言った。【no.57】

仮に当該生徒等からいじめの訴えがあった直後に適切な対応がとられていれば、他の生徒達がこのような発言をせず、また、当該生徒もこれらの発言を聞かずに済んだ可能性がある。

いじめ加害行動の心理学的要因として、「ストレスマネジメントスキルの欠如」「セルフコントロール力の欠如」「加害行動の正当化における被害者への原因帰属やいじめ行為の否定」(同136頁)等があることが指摘されている(日野ら(2019))。また、田中(2001)¹⁹の調査によると「規範の順守や勉学を強く求められ、級友が非受容的であり、そして担任教師の指導態度が非受容的な学級では、生徒は無視や排斥といった関係性をターゲットにしたいじめに同調しやすいこと」も報告されている(下田(2014)30頁)。

本事案では、教職員が特定の生徒達に決めつけるような指導を行ったことにより、その生徒達のストレスが増加し、セルフコントロールがうまくできなくなった結果、ネガティブな感情を抑制できなくなってしまったと考えられる。また、自分達が教職員から責められている以上、そのことに対する不満を言葉にしても当然であると自分達を正当化した側面もあったのかもしれない。つまり、当該校が適切な対応ができていなかった結果として、当該生徒が聞けば自分のことを悪く言っていると感じてしまうような不満や憤りの発言を誘発してしまい、ひいては、いじめに該当する事態を招いてしまったと考えられる。

9 クラスにおける共感性や規範意識の醸成

当該生徒が1年次に在籍したクラスについて、聴き取り調査では、授業中に笑いが起きることを気にせず、「嫌な笑いではなかった。」などと述べる生徒もいれば、笑ったことを「やりすぎだと思った。」などと述べる生徒もいた。また、当該生徒がこのクラス内でいじめ被害を訴えていた特定の生徒達について、笑い声が大きくにぎやかだが嫌な感じや悪い印象ではないと述べる生徒がいる一方で、何かされたわけではないが、声が大きく怖いと述べる生徒も複数いた。生徒達の受け止め方は一様ではないが、少なくとも、生徒達が互いに心地よく過ごせるクラスになっていなかったことがうかがわれる。

日野ら(2019)137頁以下では、いじめの社会学的要因として、「集団のノリや雰囲気に合わせて行動することが何よりも『良い』ことであると同時に

¹⁹ 田中輝美(2001)中学生のいじめ同調傾向と教師の指導態度との関連 筑波大学学校教育論集、24、31-39。

唯一の規範になっている。」とされる「群生秩序」が指摘されている。当該生徒が在籍したクラスでは、全ての生徒がノリに合わせて行動して笑っていたとまでは断定できないものの、授業中、誰かが間違っただけに笑っても当然という雰囲気があったことがうかがわれ、他者が不快になるような行動に対する抵抗感、すなわち規範意識が乏しくなっていた可能性も否定できない。

また、「クラスメートから笑われた」ことがいじめとして捉えられることがあるという予測も不足していたと考えられる。つまり、これは、日野ら(2019)が指摘するいじめ加害の心理的要因の「いじめ加害行動が発見され罰せられるという予測の欠如」(同135頁)や、「いじめ認識傾向の低さ」(同136頁)(下田(2018))にもつながると考えられる。当該生徒からのいじめの訴えを受けて、教職員から呼び出されていた他の生徒達も、教職員から責められることでストレスが蓄積し、当該生徒に対する不満や憤りについて発言したと考えられるところ、ここにも、もし当該生徒が耳にすればどのように感じるかという罪悪感の予測の不足や、規範意識の乏しさがうかがわれる。

文部科学省ホームページの「新しい学習指導要領等が目指す姿」²⁰では、育成すべき資質・能力の一つとして、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びに向かう力、人間性等)」が挙げられ、「多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど、人間性等に関するもの」が含まれるとされている。多様性が求められる現在、同じ状況に関して様々なとらえ方があることは当然であるが、多様性を認めるということは、お互いに自分とは異なる他者の気持ちに思いを馳せる共感性も求められると考えられる。前述のように、当該生徒等からの最初の訴えは「クラスメートから笑われた、自分のことをひそひそ話されているようで居づらいつ感じている。」というものであるところ、生徒達への指導においては、単に「いじめは悪い」と抽象的に伝えるだけではなく、笑われたり、ひそひそ話をされたりすることで辛さを感じる生徒がいることにも思いを馳せるような共感性を育む教育が必要だったと考えられる。また、生徒達が自分の行動を振り返り、自分の行動が相手にどのような影響を与えるかを想像し、他者が不快になるような行動を自分の判断で控えることができるように、その規範意識を醸成する教育も必要であったと考えられる。

このような共感性や規範意識を醸成するための教育は、いじめの訴えがあつてから初めて行うものではなく、日頃から実践すべきものである。当該生徒がいじめを訴えるようになった1年次の時期は、様々な地域の中学校から従前交流のなかった生徒達が集まるため、人間関係の形成にエネルギーを費やし、人間関係のストレスを抱えてしまう傾向があること、他者から見られる自分に敏感で、傷つきやすい時期であることから、特に共感性や規範意識の醸成が求められる。仮に当該校において、教職員がその必要性を理解し、新1年生を対象として、1学期

²⁰ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1364316.htm

から生徒達が互いを理解し合い、自分の行動を振り返る機会を作るなど、共感性や規範意識を育む取り組みをたびたび行っていたならば、当該生徒が在籍したクラスの雰囲気が変わっていた可能性もあり、ひいては、いじめ重大事態とされるような状況を避けることもできていたかもしれない。これは、「11 県報告の軽視といじめ対応についての理解不足」にもつながる問題点と考えられる。

10 当該校のいじめ防止プログラム

未然防止（いじめの予防）として、「県教委作成の『Fit』（学校適応感を測る客観テスト）を活用するなどの取組を行い、生徒理解に努める。」（同当該校方針4頁）、「日記・生活ノート、生活アンケート、相談カード、県教委作成の「学校適応感調査『Fit』」など客観テストなどを通して、児童生徒理解に努める。」（県方針26頁）とされている。加えて、いじめの早期発見として、「『いじめは外からは見えにくい』ことを踏まえ、より多くの情報が寄せられるようにする。」（当該校方針5頁）ともされている。

ここで、当該校におけるいじめ防止プログラムは以下のとおりである。

当該生徒の入学時から転学時までの「いじめ防止プログラム」とされるもの

1. アンケート実施

令和3年5月18日	学校生活アンケート	全学年
令和3年6月18日	Fit アンケート	全学年
令和3年9月8日	学校生活アンケート	全学年
令和3年10月1日	Fit アンケート	全学年
令和3年11月11日	学校生活アンケート	全学年
令和3年12月9日	学校生活アンケート	全学年
令和4年1月11日	学校生活アンケート	全学年
令和4年2月10日	学校生活アンケート	1・2年生
令和4年5月18日	学校生活アンケート	全学年
令和4年6月14日	いじめ簡易版アンケート	全学年
令和4年7月5日	学校生活アンケート	全学年

※令和3年度は8回、令和4年度は12回実施

2. 講演会等

令和3年5月13日	SOSの出し方の講演	全学年
令和4年5月12日	SOSの出し方の講演	全学年
令和4年7月7日	弁護士によるいじめ予防教室	全学年

3. 全校集会での生徒課の指導

令和3年7月20日	いじめ防止の指導も行う	全学年
令和3年12月24日	いじめ防止の指導も行う	全学年
令和4年3月18日	いじめ防止の指導も行う	1・2年生
令和4年7月20日	いじめ防止の指導も行う	全学年

4. 学年集会での生徒課の指導

令和3年8月20日	盗難やいじめの指導を行う	1年生
令和4年4月18日	当該生徒等の依頼でいじめ指導を行う	2年生

以上の大半は、いじめが起きていない、いわば通常の場合におけるいじめ防止プログラムと考えられる。当該生徒がいじめ被害を訴えた令和3年10月頃以降、当該生徒等の依頼による令和4年4月18日の学年集会での指導を除き、学校全体としては、通常の場合におけるいじめ防止プログラムのみが行われているが、いじめ被害を訴える生徒が現れた以上は、学校全体として、より危機感を持っていじめ防止のための取り組みを行うことが望まれる。

また、「『いじめは外からは見えにくい』ことを踏まえ、より多くの情報が寄せられるようにする」ために、当該校が具体的にどのような取り組みをしているのかも判然とせず、いじめの早期発見のために、より積極的な姿勢が望まれる。

11 県報告の軽視といじめ対応についての理解不足

平成28年7月頃に山口県内の公立高校で発生したいじめ重大事案については、山口県いじめ問題調査委員会調査部会のみならず、山口県いじめ調査検証委員会の調査も経て、同検証委員会から、平成31年2月5日付けで県報告が提出されている。

いじめの重大事態の調査は、「いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的である」（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン2頁）ところ、県内の全ての学校においては、県報告の内容を自分事として受け止め、十分に理解した上で、自校内における同種事案の再発防止に活かすことが期待される。当該生徒がいじめ被害を訴えた令和3年10月頃の時点で、既に県報告が公表されていた以上、当該校においても、校長をはじめとする教職員が県報告の内容を踏まえて、本事案の対応に活かすことが期待されていた。

県報告の「当該高校への提言」（同30頁以下）では、「いじめ防止等のための対策の充実」として、(ア)「いじめ」の定義の正確な理解、(イ)「いじめ」の確実な認知、(ウ)いじめ予防教育の充実、(エ)生徒に関する情報の共有、(オ)組織的な「いじめ」の認知・対応の徹底、(カ)保護者との連携、(キ)長期休業中の対応、

(ク)生徒に関する情報の引き継ぎの徹底、(ケ)学校基本方針の共通理解と見直しが挙げられている。

しかし、このうち(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(ケ)については、上記1～10に示したとおり、本事案において、当該校が必ずしも十分に対応していたとは言い難く、県報告を軽視していたものといわざるを得ない。

すなわち、本事案では、当該生徒が[]や「うんどうば」と発言したことを受けて、他の生徒から笑いが起きた際に、教員において、他の生徒の笑いが「いじめ」に当たる可能性もあることを踏まえた対応が十分にできていないなど、(ア)「いじめ」の定義の理解が不十分であったことがうかがえる。

できる限り早期に周囲から聴き取りを行い、状況を把握することができておらず、(イ)「いじめ」の確実な認知ができていなかった。

共感性や規範意識を醸成するための教育が日頃から実践されていたとはいえ、(ウ)いじめ予防教育が充実していたとは言い難い。

日々の授業で当該生徒に関わっていた教員にすら必要な情報が伝わっていなかったことがうかがわれ、(エ)生徒に関する情報の共有も不十分であった。

当初の段階では、少数の教職員のみで対応し、全校体制で対応できておらず、(オ)組織的な「いじめ」の認知・対応という点も徹底できていなかった。

当該生徒の母からいじめの訴えがあった直後の段階で、速やかに、家庭訪問等により保護者と顔を合わせて直接話をすることができておらず、(カ)保護者との連携も不十分であった。

当該校方針2頁で「担当教職員が一人で事案を抱え込んだり、または『対応不要』であると個人で判断せず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげ、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。」とされているにも関わらず、「全校体制でいじめの解決に向けて取り組む」ことができておらず、(ケ)学校基本方針の共通理解があったとも言い難い。

以上の(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(ケ)は、学校や教職員がいじめのごく基本的な理解や対応として身につけておくべき内容と考えられる。今回、これらが十分に行われていなかった背景として、当該校の管理職を含む教職員が、県報告を真に自分事として受け止められておらず、いじめに対する基本的な対応を十分に理解できていなかった可能性が考えられる。山口県いじめ問題調査委員会調査部会及び山口県いじめ調査検証委員会による長期間の調査を経て提出された県報告が、本事案の対応に活かされなかったことが悔やまれる。

第5 今後に向けて

本事案の調査により明らかになった問題点を踏まえ、このような事態が再び起こらないよう、当該校はもちろんのこと、県内全ての学校が自分事として受け止め、留意すべき点を提言として以下にまとめる。

1 確実に機能する体制の構築

(1) キーパーソンを作る

全校体制で確実な初期対応を行うためには、各学校において、情報集約や情報共有を行うキーパーソンが必要である。そのキーパーソンとして、基本的には生徒指導担当者や教頭が考えられる。各学校においては、事案によってキーパーソンにつなぐことをためらうことがないよう、どのような事案であっても、必ず、このキーパーソンに情報を集約することが必要である。

(2) 具体的方針を作成し、全教職員が動きを理解する

いじめの対応方針について、例えば、次頁のフローチャート例のような、非常勤教職員を含めたどの教職員が見ても各教員の具体的な動きが理解できるよう図式化するなどして、具体的に示すべきである。

また、このフローチャートなどをもとに、非常勤職員を含めた全教職員対象の研修を行うなど、全教職員が共通理解する機会を必ず持つ必要がある。特にいじめの初期対応は最も重要であり、確実に理解しなければならない。勤務校のいじめ防止基本方針を全教職員で確認する機会も必須と考えられる。

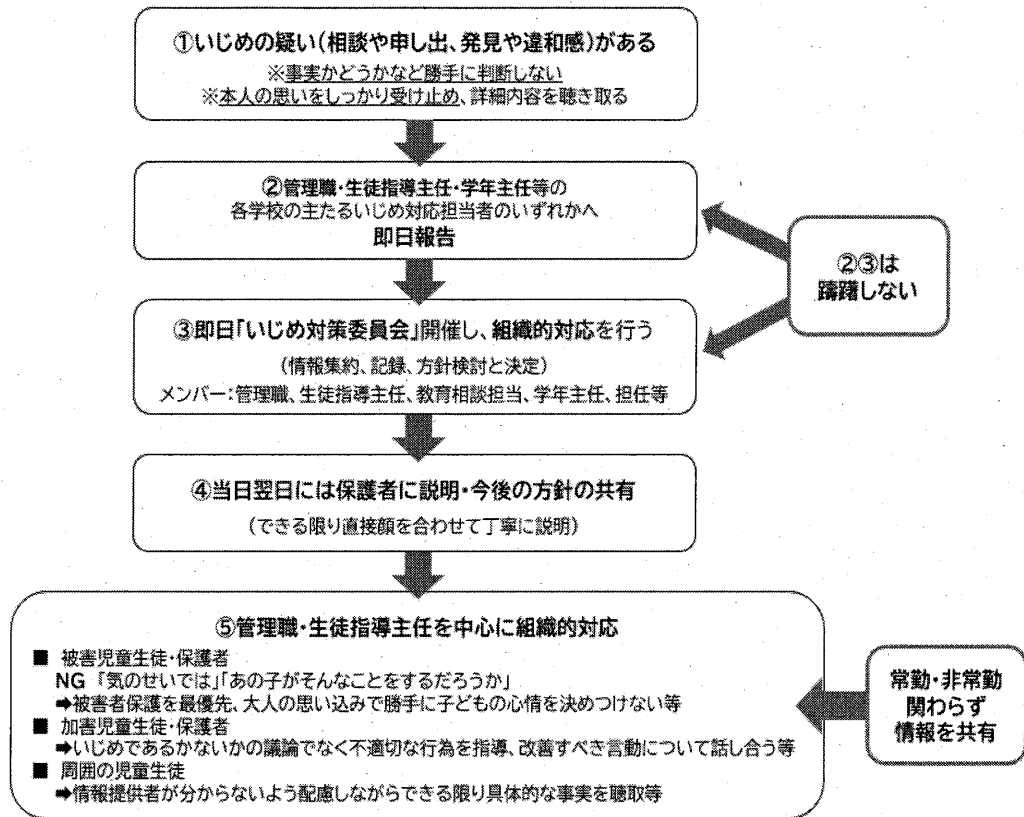


図. いじめの初期対応のフローチャート例

参考資料

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省, 最終改訂平成 29 年 3 月)
- 「生徒指導提要(改訂版)」(文部科学省, 令和 4 年 12 月)
- 「問題行動等対応マニュアル」(山口県教育委員会, 平成 28 年 4 月版)

(3) 非常勤講師もチームの一員とする

教職員は、常勤、非常勤を問わず、いじめ対応において違いがあってはならない。

そのため、非常勤講師であっても、勤務校で他の教職員とともにいじめの研修を受ける時間や、日常的な情報交換等をする時間を設ける必要がある。

また、非常勤講師であっても、いじめを訴える児童生徒に関わる可能性がある場合には、情報の収集に努めるとともに、前掲(1)のキーパーソンに対し、確実に情報提供を行う必要がある。

(4) 外部専門家との積極的連携

いじめを訴える児童生徒に外部専門家が関わっている場合、学校は、児童生徒が安心安全に学校生活を送ることを共通目的として、児童生徒や保護者の承諾のもと、積極的に外部専門家と連携をとる必要がある。

2 確実に機能するいじめ対応力の形成

(1) 教育委員会による管理職・担当者対象研修

前掲1(1)のキーパーソンが全校体制で初期対応を確実に行うことができるようにするため、所管する教育委員会は、生徒指導担当者や管理職を対象として、実践的かつ具体的な研修を年に複数回行う必要がある。

研修方法としては、例えば、模擬事例等による実践研修や、いじめ重大事態の調査報告書を用いた事例検討等が考えられる。

(2) 各学校での全教職員対象の研修

非常勤も含めた全教職員が、前掲1(2)で理解したいじめの初期対応を実施できるようにするため、実践的かつ具体的な校内研修を行うべきである。その際、これまで一般に行われていたような講義形式の研修では、教職員は実際の自分の動きを想像できず、必ずしも十分な効果が見込めない可能性がある。

いじめ対応は危機対応である。また、初期対応が最重要である。

研修方法としては、防災訓練同様にいじめ事案が実際に発生したと想定して行う全教職員対象のいじめ初期対応訓練や、いじめ重大事態の調査報告書を用いた事例検討、いじめ初期対応に関する動画やeラーニングの視聴等が考えられる。全教職員は、これらの研修方法により、いじめの初期対応の基本を確実に理解しなければならない。

(3) 専門職の資質の保持

学校に専門職を派遣する各職能団体及び所管する教育委員会は、SCやSSWといった専門職の非常勤職員について、その採用前に、国や自治体及び勤務校のいじめ防止基本方針や対応について熟知しているか確認するべきである。

また、SCやSSWは、各年度の勤務前に、いじめの対応や勤務校のいじめ防止基本方針について再度確認し、勤務後も自己研鑽に努めなければならない。

加えて、各学校の管理職は、SCやSSWによるいじめ対応が不相当と考えられる場合には、その専門性や独立性に配慮する必要があるものの、勤務校の管理者としてSCやSSWを指導するとともに、所管の教育委員会に適宜報告をする必要がある。

3 クラス全体の共感性・規範意識を醸成するための取り組み

いじめを予防し、ひいては、全ての児童生徒が安心してクラスで生活できるようにするために、クラス全体の共感性や規範意識を高める必要がある。特に入学時や学年が変わる新学期のタイミングで、クラス全体の共感性や規範意識を高める取り組みを多く持つことが重要である。また、教職員からは、児童生徒のいじめが見えにくいこともあるため、クラスが安定しているように見えるときであっても、これらの取り組みを行う必要がある。

具体的には、生徒達の自己理解・他者理解を深める機会を設け、互いにクラスの雰囲気をもどくように感じているのか、どのようなことを苦痛に思うのかなどを理解し合うとともに、自分の言動を振り返るように促すこと、ピア・サポート²¹について学び、互いに相談し合える関係づくりができるように促すことなどが考えられる。

最も重要なことは、教職員自身の態度である。教職員の態度は、児童生徒のモデルになるとともに、児童生徒のストレスにも影響する。教員が授業の内外を問わず、生徒一人ひとりを大切に、児童生徒の視点に立った共感的な態度を示すようにすること、自分の言動が児童生徒を不快にさせていないか、教職員自身も常に自省し続けることが必要である。

4 いじめを訴える生徒の視点に立って寄り添う

いじめの事実確認のみがいじめ対応ではない。いじめがあったかなかったかのみにとらわれることにより、いじめを訴えた生徒の辛さがないがしろにされてはならない。

当然のことであるが、教職員の勝手な思い込みで決めつけるのではなく、いじめを訴えてきた生徒や保護者の訴えをしっかりと受け止め、生徒や保護者に寄り添い、その辛い気持ちを理解しようとする、教職員の視点でなく当該生徒の視点で、学校で安心安全に過ごすことができるよう心を砕き、寄り添うことが必要である。「生徒指導提要」(令和4年12月文部科学省)²²135頁以下では、いじめへの対応の第一歩として、「何よりも被害者保護を最優先します。」とし、①「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと、②いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること、③大人の勝手な思い込みで心情を受け止めないこと、④「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくることに留意することが必要とされている。

学校は、児童生徒がさまざまな困難に遭遇しながらも、教職員や保護者、地域の大人たちに支えられることにより安心して成長していく場である。児童生徒は、大人が自分に寄り添ってくれないと感じると、学校で安心して過ごすことができず、ひいては、学校での居場所を失ってしまう。教職員は、自分の態度が児童生徒に与える影響の大きさを改めて自覚しなければならない。

以上

²¹ 日本ピア・サポート学会のホームページ (<http://www.peer-s.jp/idea.html>) によると、ピア・サポートとは、仲間や同輩が相互に支え合い課題解決する活動とされている。

²² https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf